

平成25年11月定例会 文教厚生委員会（付託）
平成25年12月12日（木）
〔委員会の概要 教育委員会関係〕

中山委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、教育委員会関係の11月定例会追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出予定議案】（資料①）

- 議案第23号 徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正について

【報告事項】

- 平成26年度に向けた教育委員会の施策の基本方針について（資料②）
- 県内の公立学校における道徳教育の実施状況について（資料③）

佐野教育長

教育委員会から提出いたしております追加案件につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議頂きます案件は、条例案1件でございます。

それでは、お手元に配付いたしております文教厚生委員会説明資料（その2）の1ページをお開きください。

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の理由につきましては、平成25年10月16日付けの人事委員会勧告にかんがみ、平成18年4月1日実施の給料の切替えに伴う経過措置を廃止する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、平成18年4月1日実施の給料の切替えに伴う経過措置について、当該経過措置に基づく支給額を段階的に減額した上で廃止するものであります。

なお、施行期日につきましては、平成26年4月1日からでございます。

以上が、今回提出しております案件でございます。

続きまして、2点、御報告をさせていただきます。

1点目は、平成26年度に向けた教育委員会の施策の基本方針についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

これは、先日の議会運営委員会において経営戦略部長から御報告申し上げましたが、今年度からの全庁的な取組といたしまして、委員会における御審議の充実に資するため、こ

れまで11月定例会の付託委員会で行ってきた自己点検結果の報告に代えて、来年度の予算編成に向けた各部局の施策についての基本的な方針や方向性を御報告することとし、併せて、その内容を県ホームページ上に掲載し、県民の皆様にも広くお知らせしようとするものです。

県教育委員会においては、今年3月に徳島県教育振興計画第2期・「阿波っ子みらい教育プラン」を県議会の議決を経て策定したところであり、この実現に向けて鋭意施策を推進してまいります。

それでは、順次、御説明させていただきます。

まず、左上のリーディング・ハイスクールでは、城ノ内中学校・高校において、英語や理数教育に重点を置き、中学校段階から高校の授業内容を先取り学習することにより、本県の高校教育を牽引し、全体の底上げを図ってまいります。

続きまして、競技スポーツの振興では、鳴門渦潮高校を核にした競技力向上を図ることにより、トップアスリートの教育環境の充実を図り、その成果を全県に波及させてまいります。

その下、豊かな心と健やかな体の育成では、いじめ問題等への対応や「道徳」の教科化への対応など、豊かな人間性を育てる取組を着実に実施するとともに、次代を担う児童生徒が生涯にわたって健康な生活が送れるよう、子どもの体力向上に積極的に取り組んでまいります。

次に、グローバル人材の育成では、県立中学における短期語学研修や海外の学校との交流を促進することなどを通じて、英語能力の向上はもとより、日本人として世界を意識し、自ら主体的に行動できる人材の育成を進めてまいります。

右上の発達障害教育の充実では、昨年4月に開校した、みなと高等学園を核に、保健福祉部と連携した発達障害の早期発見・早期支援により、就職・自立を目指す取組の充実を図ってまいります。

その下、キャリア教育の深化では、経済団体等が参画するキャリア教育推進協議会を中心に産業界や地域、家庭と連携を深めることにより、発達段階に応じたキャリア教育を実施してまいります。

続きまして、食育の推進では、農林水産部と連携し、給食に地場産物を安定供給する取組などを進めてまいります。

また、文化教育の浸透では、郷土の文化を総合的に学習し、ふるさとに誇りと愛着を持つ生徒を育成してまいります。

最後に、安全・安心な学校づくりでは、安全・安心に学ぶことができる教育環境を実現するため、県立学校施設の耐震化、長寿命化に取り組んでまいります。

2点目は、県内の公立学校における道徳教育の実施状況についてでございます。

お手元の資料2を御覧ください。

小・中学校におきましては、道徳教育推進教師を置き、道徳の時間を要として全体計画や年間指導計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて道徳教育に取り組んでおります。

道徳の時間につきましては、週1時間、年間35時間を標準として実施し、徳島県版副読

本や文部科学省作成の心のノートなど、様々な教材を活用して指導しております。

高等学校におきましても道徳教育担当者を置き、全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて道徳教育に取り組んでおります。

県教育委員会といたしましては、今後ともすべての児童生徒に豊かな心を育むよう道徳教育の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

中山委員長

以上で、説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

竹内委員

今、教育長のほうから平成26年度の教育委員会の基本方針をお伺いしました。これについては、今回初めてといたしますか、こういう形で各部局から議会に対して基本方針を発表していただくと。車の両輪として、議会としてもいろいろ意見を申し上げて、来年度に向けて県民の幸せ、教育力向上のための機会を設けていただいたということで、大きな前進だと考えておりますので、大変評価いたしているところであります。

岡副委員長からの提言もありまして、12月4日に徳島県議会教育を考える会という議員連盟を発足いたしました。そこでは、道徳、男女共同参画、教科書問題、それから学力体力向上の4つの部会を設けまして、今後、研さんを重ねまして、教育委員会との意見交換あるいは提言等を行ってまいりたいと考えているところでございます。当然、教育委員会が持っているいろいろなノウハウを我々議員にも勉強させていただいて、我々が考える。そして、いろいろな意見、提言等も申し上げ、また、予算についても、こういうものにはこういう予算を設けてほしいといったことも意見として我々は申し上げてまいりたい。

さらに、知事部局との予算折衝等についても、少なくとも我々の徳島県議会教育を考える議員連盟会は、教育予算の確保についての応援団であります。国だけでなく、各県もそうだと思うのですが、教育が大事だと口では言うのですが、それが予算に反映されていないというのが現実の姿だと思います。徳島県議会教育を考える議員連盟会も応援団として頑張っていきたいと考えながら、今後、中には厳しい意見もあるかもわかりませんが、十分にかみしめていただきながら、車の両輪として、決して我々が強制するわけではありませんので、子供たちの未来のため、これから頑張っていきたい。国を作っていく人づくりというのは正に教育しかないわけでありまして、それに関しての徳島県の中核として頑張っていきたいという決意を表明しておきたいと思っております。このことについて、感想があれば後で教育長からお聞きしたいと思っております。

次に、本日、さきの事前委員会で私がお願いしておりました道徳に関する資料の提出がありました。この中で、週1時間、年間35時間が基本であると書かれていまして、これは

全国も同じですか。まず、これをお聞きしたい。全国の小中学校の平均みたいなものがありますか。そして、高等学校の取組については時間が書かれておりませんが、大体平均してどれぐらいの時間を道徳教育に向けられているのか。御案内のように、今回の基本方針にも書かれていますけれども、国は特別教科ということで道徳を重視していると。当然、道徳教育を重視するのは当たり前のことで、我々の過去の先輩たちも本会議あるいは委員会において、もう何百、何千回と申し上げたかわかりませんが、教育委員会としてもその重要性はずっと認め、取り組んでいただいているとは思いますが、道徳というのは授業で採点したりしない。今までこういう形でやってこられたとっておりますが、今申し上げました部分についての御答弁を頂きたい。

西浦総合教育センター所長

ただいま、竹内委員より道徳の時間の実施時数、そして高等学校での実施の時間についての御質問を頂いたところでございます。

小中学校におきまして、道徳の時間の実施時数の標準が示されておりますのが学校教育法施行規則でございます。道徳の授業時数は年間35時間を標準とすることになっているところでございます。そして、本日、県内の小中学校の平成23年度、平成24年度の道徳の時間の平均実施時数をお示しさせていただいているところでございまして、私ども各都道府県の数字は手元にはございませんけれども、学習指導要領にのっとって、同様な取組がなされているものと考えているところでございます。

次に、高等学校につきましては、道徳の時間が高等学校の授業時間の中には設定されていませんので、各教科での指導でございますとか、ホームルーム活動あるいは学校が実施いたします体験活動を行う中で生徒の道徳性を育てていくということで、高等学校では実施しておりますので、特別に道徳の時間の授業時数というものは、高等学校の場合、ないような状況でございます。

竹内委員

そうすると、小中学校については標準以上の勉強をしていただいているのですね。私も副読本を全部読んだわけでもありませんし、テレビ放送やビデオなど、どういう内容なのかわかりませんが、内容についてはいろいろ問題があると思います。高等学校については、今度の新しい方針の中でも道徳の科目、特別科目は入らないのですか。

西浦総合教育センター所長

現在、文部科学省の有識者会議で道徳教育の充実につきまして検討もされているところでございますが、現在、小中学校で実施しております道徳の時間についての今後のあり方というのが、まずは検討されているのではないかと考えております。

竹内委員

確かに、小学校の低学年ほど頭が真っ白で、教育というのはそこに関連を教え込むので、

効果はものすごくあると思うのですが、思春期である高等学校の時の道德教育、徳育とは違った意味で非常に大事なのではないかと思います。社会に出る前に、そういういろんな規範等々が大事なのではないかと。これは文部科学省の有識者会議がどういう形で答申されて実施されるのかわかりませんが、絶対、私は高等学校でも道德は必要だと思います。公民や芸術等々、あるいは対人活動、特にボランティアなどは非常に良いことだと思いますが、道德も絶対必要だと思います。多分、高校の場合、これについては、今現在、各学校でばらばらだと思います。だから、今後の課題として、是非、一定の基準を示し、必ず何時間ぐらいはやるようにといった基準を示す考えはありませんか。

西浦総合教育センター所長

高等学校における道德教育の実施のあり方についての御質問を頂いたところでございます。

高等学校につきましては、道德の時間がずっと以前より設定されずにここまで来ておまして、新しい学習指導要領の中で、各校における道德教育の全体計画を作成し、教育活動全体を通じて道德教育に取り組むことが示されたのでありまして、まだまだ取組期間が短い面がございます。教育委員会といたしましては、高等学校に道德教育の担当者を置いて、学習指導要領に示されました全体計画を各高等学校で作成し、提出してもらうことと併せて、担当者会を開き、教材を活用したホームルーム活動の充実、あるいは指導内容指導方法についての研修を現在進めているところでございます。

そして、実際の道德に係る内容を学習するホームルーム活動というのが、小中学校で申しますと学級活動になり、その時間が主になってくるのではないかと考えているところでございます。竹内委員からお話しがございました時間の設定ということも含めて、今後検討いたしまして、道德教育を念頭に置いたホームルーム活動等がしっかりと実施できるような形を各学校に指導していけるよう考えてまいりたいと思います。

竹内委員

各学校ばらばらで、先生によったら公民のときでも殊更道德というか、徳育を教えることをしない学校も有るのではないかと思います。一遍、教育委員会や教育委員の間でも相談していただいて、新しい教育基本法が改正になった中で、郷土と国を愛していくという基本も出来て、その中で道德の大切さが示されているわけですから、それに応えていかなければならない。高等学校にも担当者を置いて、こういうふうにしなさいという指導が来ているということをお聞きしましたので、是非、県の教育委員会として、各学校に何時間以上は実施するということも必要ではありませんか。放置していると、実施している学校としていない学校、熱心な先生と熱心ではない先生との差が広がり、おかしなことになると思います。

これについては、教育委員会でも新しい教育に向かってと、今後の基本方針に書かれています。特に高校というのは大事だと思います。なぜかと言うと、自転車で通学しているのを見ても、小学校は1列に並んできちっとしている。中学校になると2列、高校になる

と、3列や4列になっている。これは正に徳育の欠如です。まず、ルールを守るという基本的なものができていない。私は、道德教育というのは、ものすごく幅広いものだと思うのですが、基本的には正義を貫くと。そして、相手に対する思いやりやいたわりといったものを持つという人間としての基本的な条件については、やっぱり脳が柔らかい若いうちにしっかりと覚え、社会に出てもきちっと対応できるということについて、私は道德教育というのはものすごく大事なのではと思います。そういう意味で、書いているから多分なるとは思いますが、是非、教育委員会で議題にさせていただきたい。するのか、しないのか、この場でお示ししていただきたいと思います。

佐野教育長

今、竹内委員のほうから、特に高等学校の道德教育のあり方について御質問を頂きました。

御存じのように、新しい学習指導要領の中で高等学校でも道德教育のあり方についてはうたわれておりまして、また、国のほうでも小中学校の教科化、そしてその進め方についてもいろいろ論議をされまして、新たな指針が出ると思われましても、そういった中で、これまでも小中高等学校でやっていたわけですが、ややもするとそれができていないのではないかと、御指摘も頂いたところであります。人間の心のあり方、人に対する思いやり、こういうものについては普遍的なものでありまして、それを教育の中で行うのは当然のことです。これを機会にどういった道德教育のあり方ができるのか、あるいはやらなければならないのか、ここにも書かれてありますように、私どもの中でも十分論議して、一定の方向が示されるように今後検討してまいりたいと考えております。

竹内委員

本県はそうではない部分がありますけれども、今までの日教組を中心とした戦後の教育の中で、そういう意味では大きな転換期だと思います。昨日、いじめの件数が出ていたが、全国では前年度に比べて3倍近く、本県も倍以上に件数が増えていると。やっぱりいじめ対策の最たるものは徳育です。先ほども申し上げましたように、やっぱり悪いことをしてはならないという日本の武士道の精神、自分さえ良ければというのではなく、友達に対していたわりや思いやりといったものを優先する。それが人間社会の中で行われていかなければ、自分さえ良ければ人はどうでもいいという考え方、これを権利だけの主張と私はいつも申し上げているのですが、自分の権利だけを主張する社会になってしまったら、日本の国はもう終わりです。

幸い本県は教育正常県として頑張っていたいただいているため、まだそこまでは行ってないと思いますが、やっぱりいじめの中にあるものというのは、集団で強い人がいじめてたら、そちらを注意できない。勇気を持って、それは駄目ということと言えない、そういう習性が戦後の教育の中で出来上がってきたのではないかと思います。だから、いじめというものが発生します。そして、最近、先生もそれを見抜くことが非常に難しくなって、今回の調査は生徒に対するアンケートで、それによって増えてきたと聞いていますが、本県

はどのような状況ですか。学校の先生がきちっと見付けて、そういう報告があったのか、アンケートによって出てきたのか、ちょっとそれだけ教えていただけませんか。

増田いじめ問題等対策企画幹

平成24年度のいじめをどのようにして見付けたか、認知したかということにつきましては、小学校では、学級担任が発見したというのが94件、当該児童の生徒保護者からの訴えというのが81件、アンケート調査など、学校の取組により発見したというのが79件と、この3つが上位を占めております。中学におきましては、本人からの訴えというのが136件、学級担任が発見というのが93件、当該生徒の保護者からの訴えというのが39件という形で、上位3つを占めております。高校におきましては、26件と全体が少ないために、これが一番というのではないのですが、一応言いますと、学級担任以外の教職員が発見というのが7件で一番多く、あと、本人からの訴えや当該生徒の保護者からの訴えが両方とも6件という形で2位を占めております。

竹内委員

わかりました。今の数字を見てみますと、小中、特に小学校においては、それでもアンケートや保護者の数のほうが圧倒的に多いわけです。大津市でもそうでしたし、今までもそうでしたけれども、学校の先生や校長に聞いたら、いじめはないと言う。しかし、新聞報道で見る限り、数字を見ても現実にはたくさん有るということだと思うので、やっぱり先生がなかなか発見しにくい部分、隠されている部分が有るのかな。先生は授業をしなければならぬし、いろんな研修にも出なければならぬし、大変な御苦勞があることは十分分かっておりますが、それでも細心の注意を払って、子供たちのちょっとした行動やため息といった漏れてくるものをしっかりと見付けていただきたいと思います。これもがんの治療と一緒に早期発見ですよ。早期発見が一番早く治ると思います。

私もPTA活動をしていたときがありました。県の小中学校の会長もしたり、昭和小学校の会長を8年ぐらいしたのですが、やっぱり学校というのは、どこか隠す体質があります。どんなに教育委員長や教育長が否定しても、これについては有る。教育委員会はそういうことが有るということをもっと知った上で、各学校と対話していただきたい。なかなか体質というのは直りません。我々の中にも仲間をかばうことはありますが、それがやっぱり非常に悪くなっていく、大きくなる原因ではないかと思えます。いじめというのは絶対になくさないけないですが、私は100%なくなることはないと思えます。それをいかに抑えていくかということについては、やっぱり教育委員会の指導力、各学校の校長先生、先生方のいろいろな教育、そして本当に何よりも家庭です。家庭の教育力をもっと上げていかないといけないというのはもう分かり切っている話です。しかし、今の現状の中で、家庭の教育力を上げていくのは、非常に遅々として進んでいきませんが、それはそれで学校で教える子供たちが今度大人になったとき、そのことが繰り返され、家庭の教育力が強くなっていくと思うので、大変御苦勞を掛けると思えますが、やっぱり先生は正義を語ることです。そして、子供たちは、まず勇気と思いやりやいたわりを持つ。そうすると、いじ

めている子供に対しても、何しているのかと言えるはずですが。我々のときには少なくとも言っていました。餓鬼大将がいて、だから逆に陰湿ないじめなどはなかったような気がいたします。

今の子供たちは勇気がないため、何か見て見ぬ振りをする。子供たちに勇気を与えるため、やっぱり先生は常に正義を語ってほしいし、正しい者は褒めてあげる。先生方にこのことを言うのは釈迦に説法ですけれども、その原点を常に守ってもらい。褒めることのほうが多いほうが良いですが、しかるときは絶対しかる。これは大事です。今の先生は、生徒をしかつたら保護者が怒ってくるから、あんまりしからなくなりました。しかることは絶対大事です。そのことを道徳教育の中の基本として絶対置いていただいて、これから進めていくであろう道徳教育の中で、一つの大きな柱として大事に考えていただきたいと思います。

いじめというものが増えているということは、正に社会の乱れであるし、その社会の乱れをやっぱり学校現場でも表しているわけです。私は一つ提言したいのですが、前も教育長からお聞きしたことがありますけれども、道徳教育の中でいわゆる歴史上の素晴らしい人物たちを題材にするというのも非常に手っ取り早い教材ではないかと思っておりますので、是非、今私が申し上げたことをお願いします。

時間が余りないので、もう一つだけ。この方針の中には細かに書かれていないのですが、我々、徳島県議会教育を考える議員連盟は、先ほど国の補助事業等を応援する、そういう組織になりたいと申し上げました。1年前、私はある熱心な先生からお聞きしたことがあるのですが、本県には理科教育等設備整備事業費という国の補助金があり、1,000万円を要求していると。そのうち、県は2分の1なので500万円。それが嫌なために財政課がいつもこの費用を蹴っていると。けしからんことだと思います。僕が聞いた話では、教育委員会が何年も申請しているのですが、財政課にいつも蹴られているという話を聞きましたが、本当ですか。

前田学校政策課長

今、竹内委員のほうから、理振の事業についてお尋ねございましたが、本県では、現在、平成21年度まで理科の教育等設備の整備を行っておりますが、それ以降は実施されていない状況でございます。

竹内委員

これについては、毎年、財政課へ予算の要求を出していつているのでしょうか。

前田学校政策課長

理振につきましては、学習指導要領も変わりました、特に観察実験活動の充実が求められております。また、平成22年度以降、本県は実施しておりません。中四国地方において、この理振を活用していない県は本県のみでございます。したがって、今年度は財政当局のほうに予算要求を1,000万円という形で要求してございますので、是非、委員の皆様

にも応援団になっていただければ大変ありがたいと思っております。

竹内委員

中四国地方で徳島県だけという情けない話がどこにありますか、実験ができないと。一番大切な費用です。我々も申しますが、教育長、これについては絶対頑張ろうではありませんか。これは差別ですよ、機会均等教育の意味からすると。確かに補助事業ですけども、その分で遅れてしまって実験ができない学校もあると思います。老朽化した備品も有るでしょうし。1,000万円の事業でどれぐらいの学校が取り付けられるかわかりませんが、大体1か所当たりどれぐらい掛かるのですか。

前田学校政策課長

各学校において、今どれぐらいの設備が有るかによりまして、また、それがどれぐらい老朽化しているかによりまして、平均というものはございませんが、例えば、電子顕微鏡でございましたら、1台買うのに6万円ぐらい掛かりますし、あと、地学の学習セットについても5万円ほど掛かりますので、一概に1校どれぐらい掛かるというものではございませんが、今回要求がお認め頂ければ、そういうところを重点的に支援をしていきたいと考えております。

竹内委員

平成22年度から四国四県で本県だけなんて、情けない。委員長、これについては多分反対する人も居ないと思うので、委員長から財政課に申し入れることで一遍諮っていただきたい。是非、取り計らいをお願いしたいと思っております。

中山委員長

わかりました。今の竹内委員の意見について、賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

賛成全員ということで、直ちに作りたいたいと思っております。

藤田豊委員

私のほうからは、二、三、質問させていただきます。

まず、美馬商業高校と貞光工業高校について、いよいよ来年の春、地元で新しくつるぎ高校としてオープンする。いろいろありましたが、諸般の現場の生徒の事情とか、いろいろな形で統合もやむなしかなという気がしております。ただ、教育委員会として、どういう学校にするのか、お知らせ頂けたらありがたい。

割石教育戦略課長

ただいま、藤田豊委員のほうから、つるぎ高校につきましての御質問を頂いております。つるぎ高校につきましては、来年4月の開校に向けまして、準備を進めているところで

ございます。本県初の商業と工業の連携校といたしまして、特色ある教育を目指し、開校に向けて準備を進めております。貞光工業高校と美馬商業高校の伝統ある教育を引き継ぐとともに、工業と商業がございますので、その学科を超えた学習ができます総合選択制の導入など、工業商業併設のメリットを生かした教育を展開できるよう、開校に向けてこれからも努めてまいりたいと考えております。

藤田豊委員

私が高校の時分、ちょうど貞光工業高校ができ、それから数年して美馬商業高校ができた。そして、美馬商工というのが一貫性で統合したりしてますから、今回、また同じような統合ですが、社会事情やいろいろな事情が変革している中で、今までの学校と違った特色というのがありますか。

割石教育戦略課長

つるぎ高校の特色ということでございますが、先ほど申し上げましたように、工業と商業の学科を超えた学習ができる総合選択制の導入等をはじめとした、教育を展開するというので、例えば、工業科のほうの教育につきましては、既に貞光工業高校というのが全国有数の実績を誇る電気主任技術者試験をはじめ、国家資格の取得につきまして、非常に高い実績があります。こういったことの取得や、また、太陽光発電システムによる発電送電技術の学習等を通じた新しいクリーンエネルギーの知識の習得など、高度な専門性を身に付けた技術者の養成を図る。

また、商業科につきましては、新たに地域ビジネス科を設置いたしまして、観光情報の発信でありますとか、イベントの企画運営、特産品の開発販売など地域資源を生かした学習を通じまして、地域産業の担い手を育成するということを目指してまいりたいと考えております。

藤田豊委員

一つ要望しておきたいのですけれども、今度また同じように工業と商業が一緒になるということで、お互いの良さというのですか、商工連携という最近の言葉がありますが、そういう意味で商業科の生徒もやっぱり工業的な感覚の中での商業としての社会人としての養成をすることも十分踏まえながら、ミックスされた良さを十分発揮するような形で実施していただきたい。私は地元ですから、今後も注目させていただきます。最初が肝心だと思いますので、どうぞ素晴らしい滑り出しができますように期待しております。

ついだというのではありませんが、その後に残った美馬商業高校跡地について、私はいろいろ皆様にお願ひしたり、今回も「ハナミズキ」の件で御要望もさせていただきました。

先般のテレビの中で、知事が一步踏み出した形でやるとおっしゃいましたが、これについては素晴らしく、また、発展に向けての新しい地域のスタートになるのかなという気がしております。しかし、私は「ハナミズキ」が来ても支援学校の体制をどう維持していくのかなというのを危惧しております。私が、はじめてこの話をしてから、皆様の努力で10

人からスタートしたわけですが、現状と今年の募集について、どのぐらいになっているのですか。

栞原特別支援教育課長

委員のほうから、生徒数の現状と施設の利用状況などについて、お尋ねを頂きました。

まず生徒でございますが、開校が平成22年4月ということで、4年目を迎えておりまして、現在27名ということで、今年3月には4名の卒業生がはじめて卒業したところでございます。

校舎につきましては、美馬商業高校の東管理棟の一部の東側の校舎の1階、2階部分を利用しておりまして、体育館とグラウンドにつきましては、美馬商業高校の生徒と共用という形で使用しております。また、その東館につきましては耐震性がございませんでしたので、本年8月に耐震改修工事が終了したところでございます。

（「今年は募集が何人来ているのですか」と言う者あり）

失礼いたしました。特別支援学校におきましては、募集人員を若干名にして、受験された方はすべて基本的に入学を受け入れるという形を採用しておりまして、今のところ、何人入ってくるかというのはわからない状況でございます。

藤田豊委員

当初10名ということで、いろんな学校の努力、教育委員会の努力もあるのですが、それから社会的ニーズというのか、学校の信用があるのかもわかりませんが、分校としてでも10名が27名と、非常に順調な学校運営がなされています。また、私の手前味噌かも知れませんが、場所的に立派なところなのかなという気がしています。

募集人員は若干名でわかりませんというのは、私どもに対して非常に雑な返答だと思います。やはり学校を運営していくのに先生の問題があって、例年どのぐらいの人数が見込まれるとお答え頂けるのが普通なのですが、ちょっとおかしい、違うと思います。再度答えてください。

栞原特別支援教育課長

大変失礼いたしました。美馬分校につきましては、主に生徒が美馬市、美馬郡、それと吉野川市、阿波市の方を対象にしております。そこに在籍している特別支援学級の生徒の推移を見ますと、委員からお話がありましたように、大体毎年10人程度は入学されるということで、今現在、私どもが考えている3学年全員がそろった30人から40人程度の生徒数で推移するものと考えております。

藤田豊委員

せっかく素晴らしい施設を造って、充実したものをしようとするのであれば、やはり入れる努力もしていただかないと。来る人だけが来たらいいいという甘い考えだったら、特別支援学級は辞めたほうがいい。特に、前々から言っていますように、あの土地は300名近

い人が使っていた土地です。美馬商業高校のときには250名から300名近い生徒の受入れがあって、土地を使った。立派な財産です。だから、財産を有効に利用してもらうためには、再度いろんな方策をしながら、あそこは本当に支援学校ができて良かった、素晴らしい学校になってきたと、そういう生徒にも夢を与えるような施設になるように頑張っていたきたい。そのため、やはり美馬商業高校が使っていた後の維持管理が大変かもしれません。「ハナミズキ」も入りますから、保健福祉部とも十分相談しながら、あそこが生徒にとって、より良い環境の下ですくすくと勉強できるような学校にしていきたいと思います。お願いをしておきたいと思います。

あと、先立って私の地元で慰霊祭がありました。前々から遺族会の副会長である増矢氏ともいろいろな機会でお会いしておりました。皆様も御存じのように、もう戦後70年が来て、慰霊祭の関係者の方も非常に少なくなった。戦争という大変悲惨な思いがだんだん形骸化されるのではないかという危惧を遺族会の方もしております。私どもも参画、参加させていただいて、やはり慰霊祭の本質的な中にある戦争への憎しみというものを後世にどう伝えていくのかという問題の中で、生徒の慰霊祭への参加という話がよく出てきておりますし、今、ささやかれているのは事実です。私どもの地元では、まだ小学生も中学生も高校生も参加しておりません。今、徳島県で慰霊祭に生徒が参加している現状について、教えていただきたい。

三宅学力向上推進幹

ただいま、藤田豊委員のほうから、本県の戦没者慰霊祭等に参加する児童生徒の状況ということでお尋ねがありました。

平成23年度に確認した際、平成22年度の実施時は9市町村の参加だったのですが、今年度、平成25年度の参加状況は13市町村で参加しております。また、来年度から新たに保育園児と中学生が合唱をするということで、平和を祈る歌を歌うと聞いているのですが、そういった取組をする市もあると聞いております。

藤田豊委員

今、三宅学力向上推進幹のほうから現状をお知らせ頂いたのですが、これはどういう形で自主的に参加しているのですか。地教委も含め、教育委員会として、そのような指導といたら非常に言葉が悪いかもしれませんが、話合いの中で積極的参加をしながら、やはりそういう戦争体験とか、いろいろな慰霊祭の持つ重みといったものをどう考えながら、教育委員会として発信しているのか、お知らせ頂きたい。

三宅学力向上推進幹

今、委員のほうから児童生徒の自発的な参加なのかといったお尋ねもございました。

また、教育委員会として、どういった考え方があるのかのお尋ねもございました。

まず、児童生徒の参加状況につきましては、市町村の教育委員会の教育長、また、各学校の校長の参加も多くなっておりまして、子供たちの参加につきましては、学校の代表と

して1名又は2名が参加する形が多くなっております。参加して献花を行う生徒もありますし、また、参加をした中学生が反戦の誓いを讀んだり、平和に関する作文といったものを発表する市町村もございます。こういった慰霊祭に参加するだけではなくて、本県の小中学校におきましては、平和について子供たちが考えたり、學んだりする活動というのを非常に多く行っております。

修学旅行におきましても、広島県、長崎県、沖縄県を訪問し、平和学習をするという学校も多いですし、また、その他多くの体験を學ぶだけではなく、祖父母や地域の高齢者から聞き取り学習をしたりする。そして、平和について自分たちで考えるといった活動も多く行われております。また、国語だけではなく、英語などでも戦争の悲惨な状況を伝える教材もたくさんあります。そういったところから、子供たちは平和の尊さというのを學んでいくのですけれども、県教育委員会といたしましては、戦争の悲惨さと非常に多くの尊い犠牲があったことを次の世代である子供たちが學ぶことは大変意義深いと考えております。先ほど説明いたしましたけれども、各学校において子供たちが平和の尊さを學ぶことができるよう、様々な学習活動が実践されているところではありますけれども、私どももこうした各学校における取組を今後ともますます深めていけるよう支援してまいりたいと考えております。

藤田豊委員

学校教育の中に戦争の悲惨さ、要するに人としての生きる道を思い、自分の心の持ち方といったものを教えるのは大変ありがたいし、しなければならない。ただ、その集大成として、慰霊祭という場所で自分が勉強してきたものを再確認しながら、おじいちゃんやおばあちゃんが涙ながらに慰霊祭の前で献花している姿といったものを見せると、子供にとっては強烈なものが心に焼付くのではないかと思います。そういう意味で、地教委との話もあるかもしれませんが、県の教育委員会として、この問題にもう少し踏み込んで、本当に生徒の参加、昔は宗教の問題がとやかく言われたり、いろいろな形で慰霊祭に対しても横槍を入れるような方もいらっしやった。しかし、今、そういう意味で宗教的なものは全部払拭して、良いか悪いかは別ですが、そういう中で粛々と取り行われる。県の教育委員会として、慰霊祭をどうしていこうとするのか。是非、私個人としてはしていただきたいという思いがあるのですが、教育委員会の御見解をお伺いしたいと思っております。

三宅学力向上推進幹

ただいま、委員のほうから慰霊祭等における児童生徒の参加について、県教育委員会としてどのように働きかけるのかという話もありましたけれども、県教育委員会といたしましても、遺族会等から依頼がありましたら市町村の教育委員会に児童生徒の参加について働きかけまして、今後とも子供たちの平和の大切さや尊さが十分伝わるように努めてまいりたいと考えております。

藤田豊委員

遺族会から依頼があったらといったお話は辞めてください。慰霊祭に対して、県独自の一つの思いが有るわけなので、やはり戦争に対する飽くなき思い、また、先ほど竹内委員がおっしゃった子供の持つ正義感や感性に目が向くような教育が必要です。そのため、先ほど申し上げたように、宗教的な払拭もされたら、当然、県としても出席するのはやぶさかではない。これは子供のためになる。何かあい路があるのであれば、出たらいけないのであれば教えてください。出ていいものは肅々と押し進めてください。教育委員会も自信を持ってやっていただきたい。強くお願いをしておきます。また、改めて聞くときもありますが、徳島県下の全校生徒が、全地域でそういう会に出席していただくよう、是非、進めていただくことをお願いしておきたいと思えます。

次に、徳島県でも若干話題になってきておりますが、土曜授業についてお伺いをさせていただきます。私も土曜授業のほうはよくわからないものですから、先ほど御答弁いただきました三宅学力向上推進幹のほうから資料を頂きました。そして、文部科学省からの通知書、趣旨の背景、趣旨というものを読ませていただきましたが、ちょっとよくわからない。これについて、官僚の通達用語というのが非常にわかりづらいところがあります。

かいつまんで言うと、土曜授業はどういうことですか。

三宅学力向上推進幹

ただいま、土曜日の授業についてどういったものなのかという御質問を頂きました。

土曜授業の説明の前に、現在実施されている学校週5日制がございます。学校週5日制とは、学校、家庭及び地域の三者が互いに連携し、役割分担をしながら社会全体で子供を育てるという基本理念の下で進められてまいりまして、平成14年度から完全実施となっております。本県におきましても、そういう状況の中で子供たちの社会体験や自然体験を通して、親子や地域での触れ合いを深めようという取組が非常に幅広く行われてまいりまして、地域住民や保護者が自由に参加できるオープンスクール、公民館祭りや図書館の読み聞かせ、また、スポーツ少年団活動や伝統文化に関する子供教室と、大変好評を得ております。そういう状況が日本全国であり、有効な過ごし方をしている子供たちもいれば、一方で十分に土曜日を有効に過ごせていない子供たちもいるというところから、もう少し土曜授業といった形で取り組んではどうかといった声が上がってまいりました。ただ、土曜授業と申しましても、従来6日制の下で行われていたような授業ではなく、そういうパターンもあります。今申しましたようなオープンスクールや地域の人材をゲストティーチャーとして招くといった子供たちの体験を重視した活動など、そういう幅広いものを考えております。ただ、文部科学省としましても土曜授業に関する検討チームを編成して、6月に中間まとめ、9月に最終まとめ、そして、この11月29日に市町村の設置者の判断で実施がしやすいようにということで、学校教育法の施行規則の一部改正をする省令が公布、施行されたところでございます。

藤田豊委員

るる説明していただきましたが、例えば中学校であれば、休日の土曜日に部活をしてい

ます。そして、小学生にしても少年野球をしたり、スポーツ少年団が活動していらっしゃる。昔の法律の中で、休日は休日としながらも、先生方の御厚意で中学校の場合は部活の先生が出てきます。小学校は第三者の御父兄が中心になってやっていた。ただ、法律に明記して、土曜日の学校を開放しようということですよ。今まで休日法で決められて、学校の行事としてできない。個々の行事は開放していました。運動場でも何でも開放している。教室を開放するのかどうかについては、今回の大きな目的かもわかりません。要するに、今までと違うのは、教育委員会が認める場合、法律で定める休日扱いから除きますということです。しかし、例えば石井町もそうですが、教育委員会が認めた場合、運営は誰が主体的にやるのですか。主に誰が責任を持ってやるのですか。簡単に教えてください。

三宅学力向上推進幹

今、お話がありましたけれども、設置者が判断してということで、責任者としては設置者になると考えられますが、主体的に活動を進めるのは学校ということになります。ただ、先ほど話しましたように、内容としては非常に幅広いため、学校で行われる教室の中での授業だけでなく、地域での活動をするといった多様な活動ですので、市町村ごとの設置者の判断ということが大事になってこようかと思えます。

藤田豊委員

私が聞きたいのは、本来、学校の先生は土曜日はお休みです。休日法に定められた先生の休みの日です。その方が出るということです。父兄だけに開放する、これだったら今までと同じです。校長先生から教育委員会から全部含め、学校が乗り込んで、幅広くやるのは良いと思います。しかし、このことによって子供を縛るかもしれない。子供の立場から言うと、子供を束縛するかもしれない。今まで子供はずっと休日でやってきた。小学1年生の子ならわかるが、6年間過ごしてきた子に今週から土曜日学校へ行けというのは、何か変な違和感を抱くだろう。先生もこの授業にどういう立場で入ってくるのか。また、先生の超勤はどうするのですか、ボランティアですか。これだけ複雑なものを教育委員会が余り指示をせず、地教委の話かもしれないませんが、地教委なら県の教育委員会はどのようにするのですか、見て見ぬ振りですか。もっと熟度を上げて、何のためにして、どういう弊害や問題があって、これをやれば子供たちにとって何が一番メリットがあるのか、先生方に負担は掛からないのか、いろんなことを考えなければ言葉だけが遊んで、土曜日に子供を預かって、そうすることが教育上一番というのは、私はおかしいと思います。まず、その件に関して御答弁を頂きたい。

三宅学力向上推進幹

失礼いたしました。設置者の判断ということはもちろんあるのですが、県教育委員会といたしましては、平成25年度土曜日の活動に関する検討会議というのを開いておりまして、各市町村でいろいろな状況がありますが、県教育委員会として教職員の勤務のこ

と、また、子供たちの負担が重くなることを避けたい。そういうことも含め、回数や内容など、今年度中の基本方針の策定も含めて、今、検討を進めているところでございます。

藤田豊委員

もう他の教育委員会は走っています。検討しますというのではありません。もう出ております。船出した教育委員会があります。それに対して、どういう角度からやっていくのですか。例えば、地域のスポーツ少年団とか、いろんなコミュニティでやっていることと同じことをやるのですか。それを学校へ組み込んだ場合、教育委員会から委嘱された人もいますが、誰が指導者になるのですか。

それから、そういうカリキュラムの中で、子供のための育成授業があるはずですが。それを学校へ持ち込んできて、学校主体でやるとなったとき、もう少し父兄やいろんな人、先生方もどういう立場で出ていくのかわかりやすいようにしてあげないと、何か一緒なものができそうな感じがいたします。開放したが、果たしてその趣旨に合うものが学校でできるのか、スポーツ少年団や部活との問題をどうするのか、私でさえそういう問題について危惧するところがある。先ほどと一緒にですが、もっと教育委員会がリーダーシップをとる、もっときちんとしてほしいと思います。教育長どう思いますか。

佐野教育長

今、藤田豊委員のほうから、土曜授業のあり方について、もう少しリーダーシップをとるべきとの意見でございますが、そのとおりで思っております。今、学校の先生方や子供たち、保護者、そして地域の方々に検討していただいております。できるだけ早急に土曜授業のあり方の問題点を検討し、方針をお示ししたいと思っております。

藤田豊委員

是非、立派なことを立派にするためには、その取組方だろうと思っております。間違った取組にならないように、それからお互いに負担が掛からないように。先生方は公僕ですから、負担はやむを得ないところがありますが、やはり休日法に決められたときには、教育委員長や教育長をはじめ、教育委員会の皆様方はしっかり頑張ってください。よろしく願いしておきたいと思っております。この問題はなかなか難しいですが、また改めて質問させていただきたい。

最後に、平成26年度に向けた教育委員会の施策について、先ほど教育長のほうから御説明頂きました。素晴らしいいろいろな内容が書かれているわけですが、これについて一つ一つ要望したり、お聞きしたら大変時間が掛かる。

例えば、私どもは食育の推進、地場産業の安定供給について、昔からお話ししているのですが、商品法の問題もありますし、具体的に全然上がってこない。ただ、理想の問題からすると、やはり地産地消、地域の産物を地域の子供に食べてもらう安全・安心のほか、経済効果というのもあります。今、本当に農村の産物は非常に疲弊しています。地域のを地域で消化してもらう。これについては、多分、納入業者との問題があったりするの

ですが、そういうものもクリアしながら、ここに書いたとおり、本当に地産地消に進めてもらう。そして喜んでいただく。地域の安全なものを子供は大事にしながら食べる。そういう教育にもなるわけですし、この大きなレジュメの一つ一つをやっていったら大変なんです。時間が幾らあっても足りない。

また、先ほど竹内委員のほうから話が出ていましたが、徳島県議会教育を考える議員連盟のほうでも一遍説明してください。今、30名が会員になっています。1日時間を取って、文教厚生委員だけでなく、30名の方の御意見も聞いて、本当に素晴らしい中身にしていただきたい。委員長ちょっと諮っていただいて、是非、徳島県議会教育を考える議員連盟で説明していただきたい。ちょっと諮っていただけますか。

中山委員長

小休します。（11時53分）

中山委員長

再開いたします。（11時54分）

先ほどの藤田豊委員の御提案について、是非とも全議員勉強会という形で一度勉強したいと思いますので、佐野教育長をはじめ、皆様の御協力をお願いしたいと思います。

佐野教育長

そういう御要望を頂きました際には、当然、お応えさせていただきます。

南委員

最近、小学校のほうで1年生から英語の授業を実施しているのですが、小学校の英語の教科化が話題になっていると聞きました。既にそうなったときの対応を何か考えていらっしゃるのか、既に準備を何かやっているのか、ありましたらちょっとお聞かせ頂きたいと思います。

三宅学力向上推進幹

ただいま、委員のほうから小学校における外国語活動についての御質問を頂きました。

平成23年から実施されております小学校の新学習指導要領では、コミュニケーション能力の素地を養うといったことをねらいといたしまして、小学5年生、6年生において、年間35時間、週1回の外国語活動が必修化されております。本県におきましての取組についてということですが、本県におきましては、これまで研究・研修の実施、及び教材の作成や指導者育成等、平成23年度からの実施に向けまして、それ以前から条件整備をいろいろと図ってまいりました。

例えば、条件整備として、指導者の研修会でありますとか、ALTの活用、また、小学校におきまして、希望する市町村のほうには外国語活動支援講師を配置したりする事業も実施してまいりました。現在、平成25年度から平成29年度までということで、鳴門市にお

きまして外国語活動の更なる充実を図り、中学校への滑らかな接続、また、中学校段階における一層の英語力向上に向けた研究開発も行われております。

松山教職員課長

ただいまの御質問につきまして、特に教員のほうの準備の具合でございますけれども、平成23年度から外国語活動が始まったと。その3年前の平成20年度から3か年の計画で、小学校の教員を対象に、英語によるコミュニケーション能力を養う指導法や国際理解のやり方の研修を実施いたしました。延べ600名の小学校教員が受講いたしております。さらに、平成23年度から3年間、研修講座を実施いたしまして、より具体的に踏み込んで、具体的な授業の進め方、あるいは英語によるコミュニケーション活動のあり方とか、これで延べ300名の方が受講いたしております。併せて、本年度末までで900名という形で、小学校の教員に対して指導しているところであります。今後とも小学校教員の英語力の向上に向け、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

南委員

小学校の教員の場合、大学などで英語の教え方を習わずに採用された後、そういう研修を受けて教えているということでございますが、例えば新任の採用などにおいて、中学校の英語の教員資格を持っている方を優遇するような考えはありませんか。

松山教職員課長

ただいまの新規採用の教員について、特に小学校でも英語力に注目して、何か工夫がないのかという御質問でございましたけれども、現在のところ小学校教員につきましては、特に英語に特化したことは実施しておりません。

南委員

英語の教科化が実施されていくと、どうしても英語を教える能力というのが非常に重要視されていくと思います。いったん採用されると約40年間勤める中で、英語を教えるのが苦手な方にとっては、採用された後に随分苦労されるところがあるのかなと。そういうところも少しは考えておいたほうがいいのかと思います。大学で中学校の英語の教え方がちゃんと始まれば、それに適応した先生方がどんどん出てくると思いますが、今のところ、そういうものはない中で、次善の策でそういうことも考えたほうがいいのかと思ったので、質問させていただきました。何かの参考にしていただければ、本当にありがたいと思っております。

中山委員長

それでは、午餐のため休憩いたします。（12時02分）

中山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時05分）

古田委員

まず、今日の新聞に載っておりますが、石井町長が学力テスト問題で小中学校の学校別の成績概要を公表したことを受けて、町の教育委員会は遺憾だと申入れをされ、そして県の教育長のところへも謝罪をするとともに、経緯や町教委の対応を報告したとの報道がありますけれども、教育長のところにどのような内容で謝罪をされ、そして経緯や今後の町教委の対応などを報告されたのか、どういう内容であったのかということをお尋ねしたいと思います。

前田学校政策課長

石井町の学力調査の公表のお尋ねでございますけれども、昨日、本県の佐野教育長のところに石井町の村山教育長がお越しになり、今回の経緯について御説明を頂きました。

12月4日の石井町議会における町政の概要報告において、河野町長から石井町の小中学校の順位について、県全体のものと比較することを併せた公表があったと。ただし、石井町の教育委員会としては、町長は町民の選挙を経て選ばれた方であり、当然、教育状況についてはお知りになりたいということでありましたので、ただ、平成25年度の学力調査においては、順位の公表というのはできませんということをお渡ししたということをお尋ねしております。また、昨日は校長会、それから緊急の定例教育委員会を開催いたしまして、教育長のほうから各学校長あるいは教育委員の先生方に今回の経緯について説明をする予定だということが、午前中に説明のあった内容でございます。

古田委員

そういう報告を受けて、教育長はどのようにそれを受け止め、どのように対応されたのか、お尋ねをしたいと思います。

前田学校政策課長

まず、教育長のほうからは、平成25年度の全国学力学習状況調査につきまして、市町村教育委員会は個々の学校名を明らかにした公表を行わないということが、この調査に参加する前提の参加条件であるということでございます。そして、今回、結果的に域内の小中学校7つすべてに順位がわかる形で公表されたことについては、県教育委員会としては誠に遺憾である旨を伝えたところでございます。

古田委員

遺憾だということをお伝えして、では今後どのようにされていくおつもりなのか。県内すべての市町村それぞれのところでの影響というのは大きいと思うのですが、それはどのようにお考えでしょうか。

前田学校政策課長

まずもって前提として申し上げておきたいのが、公表すること自体、県教育委員会としてもそれが意味のないものだとは考えておりません。もちろん、学校間で切磋琢磨し、あるいは取組のいい学校について教員がそれを学ぶという意味で、児童生徒の学力向上が相乗的に図られるという側面が一つございますが、ただ、特に徳島県におきましては、小規模校などもございますので、公表の仕方によっては個々の児童生徒の成績も明らかになってしまうというおそれもございます。したがって、平成25年度の学力状況調査については、市町村の教育委員会は個々の学校名を明らかにした公表は行わないというルールの下に参加しているわけでございますので、そのことについて、改めて市町村の教育委員会に対し、近々文書を発出して周知を図りたいと考えております。

また、その中で、併せて来年度、平成26年度の全国学力学習調査は公表することができるということでございますが、この公表につきましても平均正答率のみの公表ではなく、各学校のこれまでの取組、今後の取組、また、各学校とよく相談した上の公表ということでございますので、来年度も今回の石井町において行われた公表の仕方があるとするれば、それは来年度も明確な違反であるという認識でございます。そのことも併せて通知させていただきたいと思っております。

古田委員

石井町長もそのことは御存じで、今回の公表に踏み切ったと思うのですけれども、それは知らなかったのでしょうか。教育長がその資料をお渡しをするとき、公表はしないでくださいということを念を押して、そして町長に資料を渡したとありますが、町長はそういうルールを知らないで、それを破る形でこんな方法をされたということですか。

前田学校政策課長

その点につきましては、石井町という一つの自治体において、どういうやりとりがあったかということまでは詳しく承知しておりませんが、私どもがお聞きした範囲では、石井町の教育長のほうから町長に対し、これは公表できないものでありますということを説明され、その上で町長はわかったということで引き取ったと聞いておりますので、町長がどのような認識であったかということまでは、私どものほうでの答弁は差し控えさせていただきます。

古田委員

やっぱり、この全国一斉学力テストというのは、確かに子供たちの学力がどのくらい付いているのかということを知る一つ的手段ではありますけれども、私たちは競争と管理の教育を大いに進める一つのものでないかということで、やっぱり全国一斉学力テストは中止にする方向が望ましいと望んでおります。全日本教職員組合が行ったアンケート調査でも、これまで宿題がなかった春休みに、小学校5年生と中学校2年生だけに宿題が出されたとか、昼休みを削ってドリルの時間を増やしている学校があるとか、夏休みに補習を強要し、過去問題などをやっているなど、子供たちの負担が増やされている状況とか、また、

全国一斉学力テスト対策の授業が年度初めに行われて進路が遅れたとか、テスト対策用の授業が公然と行われる。テストの練習を事前に何回も行う。小学校では更に漢字ドリル、計算ドリルなど、ドリルが一気に入り込んだとか、子供たちの実態や願いを無視したような教育課程が押しつけられるようなことが出ているのではないかと思います。

そして、今回の平成25年度の調査結果に関し、高知県が全国平均よりも大分上回り、良い成績を出しているのですけれども、高知県では授業や家庭学習で活用できる教材の作成及び配布をしたとか、放課後に対策を充実し、補習授業を実施したとか、高知県版学力テストの実施による授業改善等の効果の検証など、いろいろなことをされて、放課後に補習授業を週4回以上行っている学校が17%から18%。それから週に2、3回補習授業をしたというところを含めると、全部で60%を超えるような取組をして、学力テストというのは、成績を上げるためには過度の取組をしなければなかなか上がらないところもあるのではないかと思います。

2010年に国連の子供の権利委員会の第3回勧告が出されたのですけれども、日本の教育制度について、高度な競争主義的な性格が、いじめや精神障害、不登校、登校拒否、中退及び自殺の原因になっているとの指摘をして、そして勧告をしっかり守るよとということ、何度も指摘されているのですが、なかなか改善されないどころか、すべての学校で全国学力一斉テストということ、ますます競争教育というのが強められているのではないかと思います。この点について、県教育委員会としてはいかがお考えでしょうか。

前田学校政策課長

今、古田委員からるる御指摘を頂きました。

高知県の事例なども出されていましたが、この学力調査を実施することによって、結果的に宿題が増えたり、補習授業を行う学校が増えるのは大いに結構なことではないかと考えております。また、一つのテストでございますから、例えば徳島県は全国何位であるかといった競争の結果を招くことは前提の上で、この調査というものを実施しているのだろうと思います。

ただ、なぜそのときに学力調査についての公表云々が問題になっているかということでございますが、一つには国家予算を通してということでございます。教育改善のために実施しておりますので、納税者である国民すなわち保護者や地域住民にきちんと説明責任を果たすという意味で、来年度からは一定の制限を加えた上で公表するというところでございます。

県教育委員会の認識としましては、特に公表すること自体は問題だとは全く思っておりません。ただ、公表することでいたずらに競争が図られたり、あるいはそのために特化したような学習は、すなわち国語と算数と数学の教科しか試験していないので、それがすべての学力だといった判断をされるのは望ましくないと思っております。個々の学校名の順位を公表することについてはいかがなものかと考えておりますが、この学力テストが導入されたことによって、先日行った調査で我が国の子供の学力が上昇にあるというデー

タも出ておりますので、学力調査を実施し、また、県あるいは市町村としてもこの調査に参加していくことの意義は大いにありとと考えております。

古田委員

先ほども言いましたように、過度の競争と管理といった教育がこれ以上進まないような対応を求めたいと思います。

次に、いじめの問題が午前中も論議になりましたけれども、事前委員会とか、6月議会でもいじめの問題で質問させていただいたとき、学級の規模が少ないほど、いじめの発生件数も少ないといった結果が出ています。だから、是非、少人数学級を広げてくださいといった質問もさせていただいたのですけれども、90%以上の子供が35人以下の学級に在籍している県と、それ以外の県とを比べますと、1,000人当たりのいじめの件数については、小学校では少人数学級を実施しているところが1.7人で、そうでない県というのが5.4人であると。それから、中学校で少人数学級をしているところは6.7人で、していない県では9.6人ということで、山形県や大阪府、秋田県といったところでは、随分前から少人数学級をしています。徳島県の場合は平成16年度ですが、秋田県などは平成の13年度から、それから山形県では平成14年度から先行的に導入をした。少人数学級をすることによって、学力のアップのほか、いじめや不登校、暴力行為に対して結果が出ているということですので、徳島県の場合は平成16年度から35人学級を導入され、だんだん取組を増やしているわけですけれども、少人数学級にしたところが導入によってどのように学力が伸びているのか。それから、いじめや不登校といったところがどのように改善されているのか。そういった検証をすべきだと思うのですけれども、それはされているのでしょうか。

松山教職員課長

ただいま、古田委員のほうから、いじめ問題等と少人数学級の編成の関係について御質問を頂きました。

一般的な話といたしまして、いじめ問題の対応では、教員の目が子供たち一人一人に十分行き届いた教育環境を作っていくことが大変大事なことでございまして、本県でも平成16、17年度から本格的に少人数学級の導入に努めてまいったところとございます。先ほど古田委員のほうから数字も示していただきましたが、個々のデータについては我々もまだ十分把握できているところではございませんので、全国的なデータといったところを踏まえまして、更に検証をしていかなければならないと思っておりますが、行き届いた教育を進めていくためにも確かに少人数学級は重要なことだと考えております。

ただ、先ほどお示し頂きました山形県と秋田県の場合、確かに早くから進んでおりますけれども、本県とは進め方が違うところもございまして、例えば山形県におきましては、本県の場合はすべて35人以下学級を学年ごとにきっちり入れておりますけれども、山形県の場合、例えば67人以上で、なおかつ2学級以上とか、様々な条件を付けながらやっているところもございまして、単純に徳島県と東北各県との比較はちょっとできないと思っております。

古田委員

今回、公立学校の小中高で732件のいじめがあったとの報道ですけれども、これも小規模校とか、中規模校とか、大規模校といったことでの分析も是非していただいて、どういふところにそういったいじめ問題などが大きく広がっているのかとの調査をもう少し詳しく調査していただきたいと思います。

それと、日本の場合、学校規模が大変大きいといったことが問題であると思います。OECDの平均では、初等教育は1クラス当たり21.4人、それに対して日本の場合は小学校で28.1人、それから前期中等教育ではOECDの場合は23.4人、中学校の場合、日本の場合は33人ということで、学級の規模が他国と比べて大変多いわけです。一人一人の子供たちに行き届いた教育を、そしていじめや不登校や暴力行為といったものを根絶していくためにも、先ほども御答弁がありました、やっぱり先生方が子供たち一人一人にしっかりと目が行き届くと。そして、子供たちとの接触時間がたくさん取れると。ゆとりを持って教育に当たることができる。そうするためには、やっぱり先生の数を増やすことがどうしても必要だと思いますので、是非、今回請願も出されておりますけれども、そういった方向で国への要望を届けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

松山教職員課長

ただいま、少人数学級を含めた行き届いた教育の環境を作るということについての御質問を頂きましたけれども、本県においては本年度までに小学校1年生から5年生まで、それから中学校1年生において35人以下学級を実施しております。さらに、「いけるよ！徳島・行動計画」にも示されておりますように、平成26年度までに小学校全学年に拡大できるように、現在、取り組んでいるところでございます。

古田委員

中学校でのいじめなどを減らすためにも、中学校1年生で35人のクラスだったのを2年生からまた40人に戻ってしまうわけで、そういったところでは1クラスでも多かったら、問題行動をする、気を付けなければならない子供たちを分けて、それぞれの先生が見ることができるのですが、また40人学級になると、問題行動をする子供たちが重なってしまう、寄ってしまうということで、大変心配されている現場の校長先生などもおいでになるわけです。小学校6年生までと中学校1年生はちゃんとできておりますので、是非、来年度は中学校2年、3年生も35人学級にしていただきたい。そして、更に30人学級へと進めていただきたいと要望しておきます。

それと、正規教員の問題ですけれども、前にも指摘させていただいたとき、徳島県の場合、小中の教員の中に占める正規教員の割合が93%で、あとは定数内欠員で1年間の臨時教員で賄っているということの問題にさせていただきました。正規教員を増やす方向で頑張っていたいただきたいと要望したことがあるのですけれども、今、現状はどうなっているのでしょうか。

松山教職員課長

ただいま、定員内欠員等の臨時教員の問題についての御質問を頂きました。

小中学校の場合で言いますと、養護教諭，栄養教諭を除いた数字でございますけれども、現在、定員内欠員教員については本年度で228名で、パーセントにして5%となっております。文部科学省が全国的な集計を出しておりますが、全国の状況から言いますと、本県は低いといった状況で推移しております。教育水準を低下させずにより向上させていくために確かに正規教員の適正な配置は大事なことだと思っておりますので、そのことに向けて努力してまいりたいと思っております。

古田委員

定数内欠員というのが小中学校で228名いらっしゃるのですが、先を見通して先生方の退職の数だとか、子供の増減などによって、切ったり増やしたりできるようにということで、この定数内欠員教員がいらっしゃるわけですが、子供たちの数というのは大きく変動するわけではなく、先が見通せるわけです。小学校の子供たちが中学校へ上がってくる数もわかっているから、県内の小中学校で228名も定欠を置くということ自体おかしいと思います。教育に臨時はありませんので、先生方もやっぱり正規教員として採用し、安心して教育に当たってもらうことがどうしても必要だと思います。ですから、確かに平成21年度と比べまして、だんだん定欠の割合というのは低くなって、平成25年度の正規教員は95%にまでなっていますが、そのところにこんなにたくさんの定欠を置かず、正規教員をもっと増やして安心して働き、教育に当たっていただくことが大事だと思うのですが、いかがでしょうか。

松山教職員課長

正規教員の数を増やして教育の水準をとという御質問でございましたけれども、ただ、教職員定数というのは子供の数の減少だけではなく、例えば統廃合の問題とか、あるいは学級編制基準も今後変わっていく可能性も十分ありますので、これを正確に読み切っていくことはなかなか難しゅうございます。しかし、我々としてもできるだけそのようなデータも集めながら、計画的な教員採用に努めていくようにしたいと思っております。ただ、定員内欠員の教員については、委員も御存じだと思いますけれども、やはりそれなりの数が必要なところはございまして、例えば学級編制基準が変わって、あるいは子供の数が減って、そのたびに教員に辞めていただくわけにはまいりませんので、そういう点で定員内欠員教員の意味や役割があるということは御理解頂きたいと思っております。

古田委員

何人かは必要だとは思いますが、200人を超えて、こんなにたくさん要るのかということをお考え頂きたいと思っております。それと、今のは小中学校関係をお聞きしたのですが、県立学校の場合はどのようになっているのでしょうか。

松山教職員課長

県立学校の場合におきましては、本年度 218 名で、率にして 9.8 % となっております。

古田委員

逆に、県立学校の場合は、平成21年度と比べますとだんだん定欠のほう割合としては増えています。ちょっと小中のことを考えると、やっぱり県立学校でも定員内欠員の先生方というのは減らし、そして正規教員にということをやっていくべきではありませんか。

松山教職員課長

県立学校の定員内欠員教員の割合が比較的高くなっているということにつきましては、主に特別支援学校での定数がどんどん増えておりまして、それで採用がちょっと追いつかないという状況がございます。委員御指摘のとおりでございます。県立学校につきましても正規教員を適正に配置することにつきましては、努力してまいりたいと思っております。

古田委員

特に、特別支援学校でたくさんの先生が要るということでございます。とりわけ特別支援学校というのは専門性が必要なところだと思いますので、是非、正規教員を増やしていただきたいと要望しておきたいと思っております。

それと、今回、財務省のほうでは、小中学校の教員の年収について来年度から平均10万円下げるといっていることを言っています。そして、文部科学省はこれに対して人材確保法でも定められているように、専門性を有する教員の給与を下げてはならないということで抵抗していると新聞報道でありました。これに対してはどのようにお考えでしょうか。

松山教職員課長

ただいま、小中学校の教員給与の年収の引下げについて、国が検討しているのではないかといたした御指摘を頂きました。

財務省が小中学校教員の給与を見直し、平成26年度から平均年収で約10万円引き下げる案を文部科学省に提示したとの報道が11月9日にあったところでございます。これは財務省が昨年度の教員の平均年収と一般行政職の地方公務員のそれとを比較いたしまして、教員のほうが10万2,000円程度上回っていることから、教員の年収を一般行政職並みに抑え、国の歳出を約250億円削減するという内容でございました。今回の見直しに対しましては文部科学省は人材確保法の理念を踏まえまして、また、教員の専門性を指摘いたしまして、この給与引下げについては強く反発をしているところでございます。

県の教育委員会といたしましては、このような国の動向をしっかりと注視しつつ、教職員の給与については、本年10月に発表されました人事委員会勧告を尊重してまいりたいと。この秋の10月に発表されました人事委員会勧告報告では、教職員の給与につきましては、給料

表及び期末勤勉手当については改定なしと、今年度どおりということになっておりますので、その勧告、報告を尊重してまいりたいと思っております。

古田委員

一般行政職の方の仕事を低く見るというつもりではありませんけれども、優秀な教員をしっかりと集めるということで、教員のそういった専門性が大変要求される。そして、学校だけでは仕事が全部できず、家に持って帰って仕事をするということが大変多いところで、前に勤務状況なども質問させていただきましたけれども、睡眠時間も削って仕事をされていると。そういう教員に対して給与を引き下げることがないように、県教育委員会としても、なかなか自分たちの給与をとすることは言いにくいと思いますが、是非、声を上げていただきたいと思っておりますけれども、ちゃんとそういった先生方の思いをしっかりと文部科学省や財務省へ伝えるということで頑張りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

松山教職員課長

国への要望とのことをございますけれども、教職員の給与というのは、人事委員会勧告を基に決まるところがございますので、県教委として、教職員の給与については人事委員会勧告を尊重するということをございます。

古田委員

次に、就学援助の問題についてお伺いをしたいと思います。経済的になかなか大変な子供たちを抱えるところに対して、要保護、それから準要保護の児童生徒に対して、就学援助をするという制度ですけれども、これが生活扶助の基準の引下げによって、就学援助にも大きな影響が出るのではないかとということで懸念されております。

国から県のほうに来た通達では、そういった生活扶助基準の見直しに伴う就学援助制度に生じる影響についてということで、要保護、それから準要保護に対しては、平成25年度に受けている子供たちにとっては、就学援助が引き続いて実施できるようにということで、今年度については、それぞれの市町村がこれを受け止めてしているとは思いますが、今後、今まで受け入れていた準要保護については、市町村の一般財源のほうに交付税で入れましたと。だから、それぞれの市町村がやってくださいということになっておりますので、それぞれ市町村によって支給しているものがまちまちです。私は、国からの通達で、そのように交付税の中に入っていますと言うのであれば、教育委員会としてもそれぞれの各市町村がそれにのっとって支給ができるように、是非、しっかりと頑張りたいと思っておりますので、その点はいかがでしょう。

前田学校政策課長

就学援助についてのお尋ねでございますが、委員がおっしゃるように、準要保護者に対する就学援助は平成17年度から三位一体の改革によりまして、交付税化されております。

一般財源化でございますので、市町村が独自に基準を設けたり、あるいはどういう品目に対して支給するかということは、これは市町村の裁量によるわけですが、就学援助ということで、地方交付税を創出化されるという認識でおりますので、教育委員会の立場から申し上げれば、きちんと措置していただきたいというのが基本的な考えでございます。

古田委員

そのことを市町村の教育委員会や地方交付税を扱っているところに対して、その思いをちゃんと伝えていただきたい。国から送られてきたものに書類を付けて、県教育委員会から市町村の教育委員会へさっと流すというだけではなく、教育委員会の思いがしっかりと入ったものにしていただきたいと思うのと同時に、24市町村では、それぞれ支給している項目というのが大分違います。佐那河内村では、要保護と同じようにすべての項目で支給しておりますけれども、後から加わったクラブ活動費や生徒会費、PTA会費というのは、ほとんどの自治体がまだまだ実施していない。

それを促進していくためにも、こういった24市町村の取組なども含め、今こういう状況になってますよと。あなたのところでもしっかりとやってくださいといった激励の意味で、是非、24市町村の取組も含め、それぞれの市町村の教育委員会へ広げていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

前田学校政策課長

先ほど申しあげましたように、県教育委員会としましては、一般財源化されると言えども、それをきちんと使っていただくことが適切であるという旨は基本的な考え方としてありますし、私も今までそういう認識でおりましたので、今後、そういった文書の発信につきましては、委員御指摘の点も留意しながら進めていきたいと考えております。

古田委員

ますます物価が上がり、また、給与が上がらない中で、消費税が来年4月から8%へ増税されようとしていますけれども、県民の暮らしや福祉や教育というのを支えるのが県の行政としての仕事でもあると思いますので、是非、頑張ってくださいとお願いをして終わります。

松崎委員

一つ目は、午前中藤田豊委員のほうからもお話ありましたが、土曜授業についてでございます。いろいろ問題点も御指摘いただいたと思うのですけれども、それ以外のところということで、これまで県教育委員会のほうは、土曜授業についての基本方針というものを年度内に示すとか、それからモデル授業を実施していらっしゃるようですが、その授業の成果と課題についても示していきたいというお話があったと思うのですけれども、年度内ということになると、2月定例会に土曜授業に関する方針や資料などが示されるということで理解していいんですか。

前田学校政策課長

土曜授業の基本方針の策定につきましては、午前中、藤田豊委員のほうに年度内策定ということをお願いしておりますけれども、年度内と申しましても3月ぎりぎりということではなくて、できるだけ速やかに、正に1月下旬あるいは2月上旬頃に示したいと思っておりますので、そのときには策定できているだろうというスケジュール感を持ってやっております。

ただ、一方で今議会でのお話もございましたが、当然、定例の教育委員会などでお諮りした後、保護者、地域の方々の御意見を賜りながらと思っておりますので、できるだけそのスケジュール感ができますように頑張っていきたいと考えております。

松崎委員

議会に対し、保護者の皆様や先生方からどうなっていくのかという御意見なども寄せられていると思いますので、早目に出していただきたい。特に、2月定例会が控えていますし、それが年度末になるわけですから、ゆったりとしたスケジュール感ではなく、きちんと方針を出していただきたいと要望しておきたいと思います。

それから、もう一つは、例えば県が基本方針や課題等も示すということになるのですが、既に11月29日に学校教育法施行規則が決められて、実施主体である市町村、それからその教育委員会が判断していくということになると思うのですが、県が示す基本方針とそれぞれ設置自治体の考え方といいますか、それとの位置関係はどのようになるのですか。

三宅学力向上推進幹

今後、県のほうで策定いたします基本方針と各市町村との位置関係というお話ですけれども、実施主体は設置者である市町村教育委員会ということで、県のほうといたしましては、今朝もお話をいたしました。基本方針として児童生徒の負担加重にならないような回数とか、それから実施の内容とか、主には教職員の先生方の勤務といったことも含めた留意事項を考えております。

松崎委員

わかりました。午前中の話でも3月に検討チームが作られ、6月と9月にそれぞれ中間報告まとめが出され、今回、11月早々といいますか、施行規則が施行されたといいますか、交付された。こういう急ピッチでかなり進んでいましたので、市議会などでもちょっと聞いてみました。やっぱり県が基本方針を示される等々があるので、それ待ちなのかなという感じもずっとしていたのですが、昨日の段階ではほとんど議論になっていないといったお話でした。

ただ、先ほどからお話もあるように、今後の作業として児童生徒へのメリット、また、デメリットとしてどういう問題や課題があるのか、それから今お話ありましたけれども、

保護者の御意見がどういう状態なのか、さらに午前中にも御指摘ありましたが、現場を受け持つことになる教職員の職場の実態や要望といった幅広い意見を聞いて、基本的な指針といえますか、方針を示すべきであると思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。そういう作業が残っているということで理解していいのでしょうか。

三宅学力向上推進幹

今、委員から御指摘がありましたように、本県といたしましても基本方針の策定におきましては、設置者である市町村教育委員会の御意見等も伺いながら、また、各市町村の教育委員会でも状況がいろいろあるということ、地域の方の意見等も踏まえつつあるというようなことも聞いておりますので、そういったことも聞きながら進めてまいりたいと思いますし、また、保護者の意見といたしましては、一つの参考資料としまして、9月30日に出されました最終まとめの資料といたしまして、全国学力・学習状況調査の際に本年度きめ細かい調査ということで、抽出ではありますけれども、保護者にアンケートをしたというか、調査を実施したものがあまして、その中で子供たちの土曜日の過ごし方、また、どういった過ごし方をしてほしいと思うかというような項目がございます。抽出ではあります、全国的な調査なので参考といたしまして、小学校の保護者が土曜日に子供たちの過ごし方としてしてほしい主なものは、午前中に学校の授業を受けるというのが36.7%、習い事やスポーツ、地域の活動に参加するというのが38.7%、そして家族と過ごすというのが37.2%で、この3項目がほぼ同じような率となっております。

また、中学校におきましては、現在70%を超えて部活動に参加している状況の中、どのように過ごしてほしいかということにつきましては、午前中ですけれども、部活動に参加してほしいと思う保護者が54%、そして家で勉強や読書をするという保護者が29.5%、学校で授業に出るというのが36.1%という結果が出ています。

松崎委員

そういった資料もお示ししていただくのだろうと思うのですが、午前中にお話がありましたように、これまで過ごしてきた学校スタイルといったものがかなり定着してきていると。片一方で、子供たちの週5日授業というのが生活スタイルとして家庭内で定着してきているということで、今お話があったように、3分の1ずつぐらいの多様な御意見や希望があると思いますので、そういったことを踏まえた土曜授業の有様を県としても示していただくと。また、それぞれ市町村の教育委員会、それから設置者としての行政も含め、土曜授業を本当に意義のあるものにしていくということで、これは要望しておきたいと思います。

それから、あと一点、午前中にお話がありまして、来年度の教育委員会の基本方針が示されました。これについても後日勉強会をするということでございますが、ちょっと質問させていただきます。先ほど、お話がございましたが、食育の推進の中でのいわゆる栄養、それからアレルギーに配慮した給食の提供というのが基本方針ということで1項目出されています。アレルギーと申しましてもいろいろあって、気管支ぜんそくであったり、アト

ピー性の皮膚炎であったり、専門的には幾つかの疾患があると言われていています。いろんな形で子供たちが集まってくる学校ですから、そういったアレルギー性の疾患が学校内にどうしてもあるということが前提になろうかと思うのですが、今日はこの食物アレルギー疾患への対応について、一つお伺いをしたいと思います。

去年12月、東京都調布市において、食物アレルギーによって小学校5年生の子供さんが学校給食を食べてお亡くなりになったという大変悲しい出来事が起きたわけでございます。

これを受けて、文部科学省が全国すべての教職員を対象に研修をしっかりと進めることが一点。それから、二点目は、わかりやすいガイドラインとともに現場に知識を浸透させて、再発防止を図るということで、文部科学省が指示していると思うのですが、これを受けた県内の研修会の開催状況等々はどのように行われているのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

池淵防災・健康教育幹

食物アレルギーの対応に関する研修等についての御質問を頂きました。

県の教育委員会といたしましては、先ほど御指摘もありましたが、食物アレルギーをはじめ、気管支ぜんそく等アレルギー症状を持つ児童生徒が、安全・安心な学校生活を送れるよう、文部科学省監修の「学校におけるアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」が平成20年3月に出されているのですが、それを基に各学校に周知徹底を図っているところでございます。

教職員に対する研修につきましては、栄養教諭、学校栄養職員の研修会等において、先ほど御説明しましたガイドラインに基づいた食物アレルギーに関する研修を実施して、学校給食における適切な食物アレルギーに対して指導してまいりました。また、養護教諭や保健主事、管理職等を対象にする研修会においても同様に食物アレルギーの対応について周知徹底を図りまして、その研修の結果、周知した内容を学校に持ち帰って、すべての教職員に周知徹底するように研修を行ったところでございます。

また、昨年度末に文部科学省の「学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会」の開催について本県も希望しておりましたところ、全国6か所の中に選ばれまして、10月1日にはあわぎんホールで開催して、教職員556名が参加して研修を行ったところでございます。

松崎委員

しっかり研修会も行っていただいているということですが、県内で食物アレルギーを持たれている児童生徒がどの程度いらっしゃるのか、また、そういった児童生徒に対して、具体的に給食の現場でどのように対応するというマニュアルみたいなことがあるのかどうか、そして心配なのは、食物アレルギーで子供さんがショック状態になるなど、県内におけるこういった食物アレルギーによる事故につながるような事例はあったのか、そういったことについて状況をお願いします。

池淵防災・健康教育幹

まずは、食物アレルギーを有する児童生徒の人数でございますが、平成25年4月末現在に給食を行っております小中特別支援学校の児童生徒について調査をいたしました。その結果、食物アレルギーを有する児童生徒は2,909名で、全体の約5%でありました。また、その児童生徒に対するそれぞれの対応ということでございますが、各学校におきましては、児童生徒等の食物アレルギーに関する正確な情報を把握しまして、全教職員による共通理解、それから学校給食で提供するアレルギー原因の食材を子供が誤って食べないようにするため、各学校及び学校給食調理場においては、誤食も起こり得るといった危機意識を持って、体制を整えているところでございます。

最後に、今までの事例ということでございましたが、昨年度末になりますけれども、三好市の小学校におきまして、児童が給食のエビを食べまして、アレルギー症状を訴えて救急搬送されたということですが、幸い児童は病院で点滴を受けて回復しまして、夕方には学校に戻ったといった報告を受けております。

松崎委員

大事に至らなかったということで良かったと思うのですが、ただ、生徒の5%程度がアレルギー性の疾患を持たれている状況でございますから、やっぱり保護者の方との連携を密にすることが大変大事なのではないかとというのが一つと、5%の特別な子供に対する配慮ということではなく、お話があったように教室や養護教諭の方といった皆様がいらっしゃる場所でそういうアレルギーが出るとは限らないわけです。学校生活の中で、どこでそういう状態になるかもわからないといったお話はありましたが、学校全体での情報共有というのが大変重要ではないかと思うのですが、その辺の取組というのをどのようにされているのかお伺いしたいと思います。クラスの担当や養護教員に任せず、学校全体の共有化が大変重要でないかと思っておりますので、お伺いします。

池淵防災・健康教育幹

各学校におきましては、医師の診断と指導に基づいた「学校生活管理指導表」を保護者が提出するようにしてございまして、各学校では保護者をはじめ、関係者と共通理解を図りつつ、最良の方策を検討して個々の児童生徒に応じたきめ細かな対応ができるよう指導しているところでございます。今後も学校給食関係者だけではなく、すべての教職員、また、学校、調理場、家庭の3者の連携体制を整備し、確認体制の強化を図るとともに、緊急時の対応について、すべての教職員に迅速で適切な方策がとれるよう指導してまいりたいと思っております。

松崎委員

この点について、是非、お願いしたいと思います。食物アレルギー事故は、迅速かつ正確に対応しなければならない。正しい知識などをしっかり学校現場で持っていたかないと、そのリスクが高くなることもあると思っておりますので、徳島県内でも1件出たということの報告も頂きましたが、来年度の基本方針の中にもアレルギーに配慮した給食の提供とい

うことが書かれていますので、是非、きめ細かな対応をお願いして、事故が起きないようにお願いしたいと思います。

それから、あと一点、通学の安全の問題です。中学生、高校生になりますと、自転車で通学される方が大変多いのですが、このたび、道路交通法が改正され、自転車は左側通行するように指導されているということで、板野高校において、生徒さんと警察の皆様が一緒になって、校内指導と申しますか、登校してくる子供さんに指導しているのがニュースで流れていました。私もそれを見て、高校でもしっかり道路交通法の改正が徹底されているなと思ったのですが、本日、文教厚生委員会があるということで、車の中から自転車通学している学生さんを見てみました。私の家のところは、西から東へ通う人、東から西へ通う人、南から北へ通う人と、いろんな学生がいらっしゃいますが、ばらばらと申しますか、必ずしも左側通行が守られている状況にはないと思いました。警察がこの状況を見付けると、道路交通法違反ですと言われるかもしれませんが、特に自転車通学における左側通行への徹底指導というのをどのように図られているのか。それから、これからどのように徹底させていくのか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

池淵防災・健康教育幹

改正道路交通法について、今、お話を頂きました。

12月1日に改正道路交通法が施行されまして、自転車は進行方向右側にある路側帯は通行することができないといったルールになりました。今までは、路側帯であれば右側でも通行してもいいと聞いていたのですが、自転車同士がすれ違う場合、車道に急に飛び出してしまうようなことも考えられるため、非常に危険であるとのことから、通行方向右側の路側帯は通行してはいけないとの改正があったと聞いております。

このことにつきましては、11月27日付けで各市町村教育委員会、また、各県立学校に対しまして、道路交通法の改正についての周知とともに、交通安全指導の充実が図られるよう通知したところでございます。委員から御指摘頂いたように、まだ十分徹底できていないのかもしれませんが、お話の中にも出てまいりましたが、高等学校と特別支援学校で組織しております交通マナーアップクラブ連合会というのがありますけれども、板野高校におきましてもマナーアップクラブのメンバー達が中心となって、学校内での意識を高めることと、周知を図るといった取組が行われていたと聞いております。各学校においても取組が広がっていきますよう、これからも根気強く指導してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

松崎委員

通学中、特に小さな子供さんが車の事故に巻き込まれるという悲惨な事故が何度かあって、通学安全路の確保ということが大きなテーマになりましたが、車に乗っていたら、年に何度か必ず驚かされる経験があります。例えば、自転車同士の接触事故であったり、車との接触事故など、余り表に出てこないが大きな事故につながるようなこともしばしば出ているのではないかと思います。朝もお話がありましたけれども、法律が変わって、駄目

なことは駄目だといった徹底を、是非、お願い申し上げて質問を終わります。

嘉見委員

皆さんの意見を聞いてて思ったことですが、今、全国学力調査や大学入試センター試験といった全国レベルの試験において、徳島県の子供たちの実力はどのぐらいですか。

前田学校政策課長

まず、本年4月24日に行われた平成25年度の全国学力調査でございますが、小学校につきましては26位、中学校につきましては25位でございます。また、大学入試センター試験につきましては、5教科7科目、そのすべての教科を受ける子供もいれば、3教科しか受けない子供もいまして、一律に比較はできませんし、また、河合塾でございますとか、いろんな予備校が出していますけれども、それで申し上げれば、徳島県の高校生は45位とか46位といった結果でございます。ただ、例えば公立高校だけに絞りますと、平成25年度の入試で本県の高校3年生の生徒数に対する、例えば東京大学と京都大学のみでございますが、合格者数を調べさせていただきました。よく東京都が1位とか、大阪府では京都大学が多いとか、元々生徒数が多いものですから、生徒数と合格者数の割合で比較させていただきましたが、それに基づきますと、東京大学の合格者数は33位、京都大学の合格者数は19位という状況でございます。

嘉見委員

やはり私立の高校が都会にはたくさん有るためだろうと思うわけですが、今、徳島県では、文理の小中高が土曜日も授業をしていると聞くのですけれども、どのような状況ですか。

前田学校政策課長

実施しているものと認識しております。

嘉見委員

県内の小中学校では全国で20何位ぐらいにあるのに、学力センター試験などを受けますと、かなり差が付くのが気になっておりました、やはり私立高校では、土曜日も一生懸命勉強するため、公立高校との違いが出てきていると思うわけでありまして。ですから、土曜日も授業をしている私立の文理と、県下の公立の小中学校、中高一貫校など、いろいろ比べてみまして、土曜授業を実施しているところとしていないところではどのような差がありますか。

前田学校政策課長

土曜日に授業を実施しているところと実施していないところの学力差というものを比較したことはございませんけれども、例えば高校におきましては、今、土曜日は模試でござ

いますとか、補習を実施している普通科高校が大変多い状況でございます。また、小学校、中学校につきましては、まだ本県では土曜授業の概念で実施しているところは少ないわけですが、小中学校と同じく、新しく土曜授業の活用という観点から、高校についてもどういった土曜授業が望ましいかというのを義務と併せ、基本方針ということで並行して検討している予定でございます。

嘉見委員

やはり学力といいますか、大学入試というのは一生を左右することが多々あると。そういったところで徳島県が下位に甘んじているということは、私どもとしても少し考えないといけないのではないかという思いがしておりますので、今課長がおっしゃったように試験の内容もいろいろあると思うのですが、もう少し順位が上がるように努力していただきたいと思います。

佐野教育長

嘉見委員のほうから、徳島県の子供たちの学力向上をとったことについて、御提案を頂きました。その一つとして、この平成26年度の基本方針にも書いておりますけれども、まずは城ノ内中高をリーディングハイスクールと指定しまして、その中で学力面でも徳島県も牽引する学校を作ろうと考えております。スポーツでは鳴門渦潮高校を中心と考えておりまして、この両方で知徳体のバランスのとれた健やかで、健康で、そして学力も伸ばせるような学校づくりを実施してまいりたいと思います。

岡副委員長

大変長時間にわたり、お疲れ様でございます。実を言うと、昨日も同じような質問を保健福祉部でもしましたので、委員の皆様方には同じような話になるのかもしれませんが、もう一度お付き合い願いたいと思います。

今回出ております議案第8号について、まずはどのような御見解を持っていらっしゃるのかということが一点と、あと、文教厚生委員会ではないのですが、明日行われます過疎人権対策特別委員会のほうで、付議事件の表記の変更が行われました。その中で、「障害者」の「害」という字が入っていて、それも議案第8号に入っています。私も聞くまで全然知らなかったのですが、今までは女性、子供の人権について付議事件に入っていたのですが、今回、男性も入った。男女と子供の人権について付議事件になっているのですが、「男女」と書いて「ひと」と読むと言われました。そのことについて、教育委員会としての見解をお伺いしたいということが1点、あと、文部科学省のほうでは、今まで「子供」という表記について、「子供」の「子」が漢字で、「供」が平仮名といった状態でしたけれども、このたび、「子供」の「供」を漢字表記に直しますといった見解がございました。

そのことについて、県教育委員会はどのようにお考えになっているのか、見解をお伺いしたいと思います。

前田学校政策課長

学校教育という観点からのみのお答えになろうかと思いますが、今、委員がおっしゃった「男女」と書いて「ひと」と読むということは、学校教育上、「男女」は「ひと」でなく、「だんじょ」でございます。したがって、教科の指導において、漢字を習っている児童が仮に「男女」というものをどう読むかという試験が出て、「ひと」と読めば、それは誤りでございます。

また、「子供」につきましては、今、委員から御指摘があった文部科学省のほうで漢字表記を統一して、「子供」の「供」は漢字にすると文部科学大臣が指示されたということでございます。交ぜ書きということで、「供」という字が「お供え物」でございますとか、「お供」ととらえる方がいらっしゃることも事実でございますが、そういうこととは関係なく、学校教育においては、「子供」というのは習った漢字を書く。また、習っていないのであれば、「子供」と書いてルビを振るといった指導が適切であろうと考えております。

川村教育総務課長

今回、今議会に提案されております条例改正案についての県教育委員会の見解ということでございますが、一昨年の障害者基本法の改正に加え、本年6月には障害者差別解消法が成立するなど、障害者の方々の人権尊重のための法整備が進む中、「障害」の「害」には何か害を及ぼすといったマイナスのイメージがあり、抵抗を感じるという御意見があるところでございます。こういったことから、今回、障害者の方々的心情等に配慮し、県として、あくまでも公文書の平仮名表記の実施に取り組むこととしたものでありまして、教育委員会といたしましても、人権尊重意識の浸透の面でも大切な取組であると考えております。ちなみに、県教育委員会が所管しております奨学金貸与条例につきましても、今回改正対象となっているところでございます。

岡副委員長

ありがとうございました。「男女」と「子供」の言葉については、おっしゃるとおりだと思います。妙な勘違いを起こさないようにしていただきたい。「男女」という言葉を「ひと」と読ますことについては、非常に問題視されましたジェンダーフリーの考え方のとき、「男と女」と書いて「ひととひと」と読ませることが一時期横行しておりました。私自身、それをあらゆるところで全面的に否定するものではありません。民間の団体であったり、一部のそういう思想を持った方々が、自分たちの広報誌などを作るときにそういう使い方をすると。あえてひらがなにしたり、「男と女」と書いて「ひととひと」と読ますことに対してまで一々目くじらを立てるつもりはありませんが、ここに出ている文書というのは公文書ですから、やはりちゃんとした正式な表記を使うのが当たり前だと思いますし、それによっても誤解が生じるようなことがあれば、大変大きな問題になるのではないかと考えております。先ほどの部分に関しては、しっかりと今のままの対応で「子供」の「供」に関してでもできたら徳島県も同じように普通の表記に戻していただきたい、漢字の表記に戻していただきたいと思います。「お供」の「供」だとか、「お供え物」などと言う方もいらっしゃいますが、そもそもの字の成り立ちを御存じないのか、知ってて言っ

ているのであれば、正に日本語という我が国の伝統文化の根幹を成すものを根本から否定していく、破壊していく行為に荷担していることに他ならないと考えておりますので、その辺の対応をしっかりとさせていただきたい。

昨日も「障害者」の「害」についてお話をしたのですが、確かに一部で「害」という字のイメージが悪いといったお声を聞くこともございます。ただ、それがどういうところから出てきた声なのかということと、どういう意図を持ってそういうことを言っているのかということをよく考えなければならぬと思います。私自身、今回質問させていただくに当たって、様々な資料を調べさせていただきましたが、昨日頂いた県のパブリックコメントが13件で、平仮名表記にして、またはそれに類似したことが書かれてあるのが5件、あとの残りはもっと違う言い方にしたほうがいいのではないかと、平仮名に変えて何が変わるのかといった意見でした。

それだけでは余りにも例示が少ないので、そのことについてインターネット等で「しょうがいしゃ」と書いて、平仮名表記や交ぜ書きなどを調べてみたのですが、やはりパブリックコメントにもたくさんコメントが寄せられている。そこで見たコメントは、ほとんどが「そんなことをして何の意味があるのか」ということが1点、「そんなことを意識している人がそういう目で見ているのでは」ということ、「全然そんなことを意識したこともなかったが、そんなことを言う人もいるのですね」という意見と、これは皆さん方に言っているのではありませんが、「そんな暇なことをする間があったら、他にやれることがあるだろう」ということを言っていました。そういう意見が非常に多かった。一般の方々の意識というのは、そういうものだろうと思います。私自身もその部分に関して、「障害者」の「害」という字が使われているのでイメージが悪い、これは変えなければならぬと思ったことはありませんし、県庁でも障害を持たれている方で働いている方がいらっしゃいますが、別にその方を見て何か違和感を感じるわけでもありませんし、何か困っていることがあったら手助けをするのは当たり前ですが、通常、普通に生活をされている分には、逆に手助けをすることがその方の自立などを邪魔すると思うので、そっと見守っておくことにしております。

そういう意識を醸成していくことが大事なことでありますし、今日は教育委員会ですから、人権教育をしていく上で必要だということであれば、「障害」の「害」という漢字の部分と、「害」を平仮名にした部分とで両論併記をして、例えば、子供たちに人権教育をするとき、こういう考え方が有るのですが、みんなはどう思いますかといった例示で使うやり方があると思います。しかし、いろんな団体から要望があったのか、今回から変えることにした。そうしたら、次は障害者の「障」だと。この「障」という字は、差し障り、邪魔という意味もあるため、問題でないかとまた言ってきます、おそらく。ほとんどそういう人たちです。次は、「健全者」という言葉はどういう意味なのか。健全者とは誰のことを指しているのか。私どもは健全者ではないのかということをおっしゃる方が出てくるかもしれません。そんなことをずっと続けていくと。言われたから譲歩する、そういうことを続けていくと、おそらく日本語というものはほとんど使えなくなってしまう可能性が出てくると、私は非常に危惧しております。

確かに、「害」という字に良いイメージを抱く方はいらっしゃらないと十分承知しておりますけれども、その字の成り立ちであったりとか、その字が持つ意味であったりとか、平仮名に変えたら確かに印象は柔らかくなると思いますが、それによって障害を持たれている方々が持っている問題自体も薄れてしまうのではないかという意見があるということも御理解いただきたい。「障害者」の「害」を平仮名に変えることによって、何で漢字にしないのかといった不快感を持つ方もいらっしゃるかもしれない。教育委員会から出てきたものではないため、別に皆さん方にどうこう言うわけではありませんが、このたび条例が出てきて、特に議論もなく、漢字と仮名文字を合わせた日本語という文化を安易に変えてしまうということに関しては、私は非常に問題意識を持っております。

ですから、教育現場において、先ほどの「害」の文字は特によく考えていただいて、人権教育で使うならそういう使い方もするとか、他にも交ぜ書きや非常に難しい漢字があったりすると思っておりますけれども、その難しい漢字を使われている中でも、それを見て受け取るイメージがやっぱりあると思えます。

それから、先ほど南委員から英語教育のことで質問があり、それも非常に大事なことだろうと思っておりますが、やはり国の根幹を成すものは国語であると私は思っておりますので、日本語教育、伝統文化というものをしっかりと受け継いでいけるよう、皆さん方には考えていただきたいと思えます。質問というか、意見表明みたいになりましたけれども、これで質問は終わらせていただきます。

佐野教育長

今、岡副委員長のほうから、今回の「障害」の「害」の表記、それから「子供」の「ども」という交ぜ書き等について、御意見を賜りました。先ほど、前田課長から申しましたように、教育の現場の中では、いわゆる学校教育の中で学習指導要領にのっとりまして、その学年進行で習う漢字についてはそのまま正しく指導していきたいと思えますし、無論、授業の中では、「障害」の「害」についても今までの表記を使いたいと思えます。

ただ、御指摘のように、子供たちの人権意識の中でこういう表記もするという含めまして、日本語の大切さと他者を思いやる心、そのような両論で教育をしていきたいと考えておりまして、当然、日本の文化である日本語については表意文字が多いわけですから、そういうことも大切にして、教育の中では両輪といいますか、両方を大切に作る心構えでしっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

中山委員長

さきの代表質問におきましても、また、先ほど来、本日はいじめ問題についての質問がありました。さらに、昨日、今日の新聞紙上において、全国の小中高校などで昨年度把握したいじめ件数というのが過去最多となる約20万件であり、前年度の2.8倍という記事が記載されておりました。こうした中、国においては今年9月にいじめ防止対策推進法が施行されています。その中で、地域の実情に応じた組織の設置が求められているという、さきの教育長の答弁だったと思えます。そこでちょっとお伺いしたいのですが、その組織とい

うのがどういうものか、まずお伺いしたいと思います。

増田いじめ問題等対策企画幹

国がいじめ防止対策推進法で求めていますいじめ防止等の組織体制についての御質問ですが、いじめ対策推進法では、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るいじめ問題対策連絡協議会の設置、また、地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うことや、重大事態に対処するための教育委員会の附属機関の設置、必要に応じて重大事態対処のために行った調査結果を再調査する組織の設置を求めています。

中山委員長

それに対して県はどのように取り組んでいくのか、ちょっと詳しく聞きたいと思います。

増田いじめ問題等対策企画幹

法に対応するため、県は具体的にどのような組織を検討するのかとの答えとしまして、本県では平成19年度からいじめ問題等対策企画員室を設置し、青少年の健全育成を担う知事部局や警察、児童相談所等と緊密な連携を図ることにより、いじめ問題をはじめとする問題行動の未然防止、早期発見、早期解決に積極的に取り組んでまいりました。

これらの取組を引き継ぎながら、法に示されたいじめ防止等の組織体制に対応し、機能強化を図るため、いじめ問題対策連絡協議会を設置することを考えています。また、これまでは学識経験者等からなる健全な成長を目指す生徒指導あり方検討委員会で、いじめ問題等児童生徒の問題行動の対策について御意見や御提言を頂き、対策を講じてまいりましたが、いじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため明確な手続きの下、より専門的で客観的な審議を頂くという観点から、教育委員会からの諮問に応じる形での審議を行う附属機関を設置することを考えております。

重大事態の対処については、いじめ防止対策推進法では学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする事となっております。このため、今後設置予定の教育委員会の附属機関を活用して、重大事態に対する調査を行うことを考えております。また、再調査については、法は重大事態の発生について報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処、又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、必要があると認めるときは附属機関を設けて調査を行う等の方法により、重大事態の調査結果について調査を行うことができるとしています。この再調査する機関につきましては、今後、知事部局との間で再調査のあり方について協議してまいりたいと考えております。

中山委員長

昨日の新聞報道でも徳島県内での件数は732件と倍増しておりますので、早期の設置が求められると思うのですが、これはいつ設置するのでしょうか。

増田いじめ問題等対策企画幹

設置をいつするのかという御質問ですが、これらの機関につきましては、まず努力義務とされております県版のいじめ防止基本方針を年度内に策定することを考えており、それとの関係も踏まえると、できるだけ速やかに設置していきたいと考えております。

中山委員長

冒頭の教育長の決意でもありましたように、いじめは絶対に許さないという強い覚悟を持って、今後、小さい子供たちが自ら命を絶つといった痛ましい事件の再発防止に鋭意努めていただきたいと思います。お願いをいたしまして、私の質問を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました教育委員会関係の付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第12号、議案第20号、議案第23号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

初めに、請願第18号「徳島県立図書館の図書費増額について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県立図書館は、文化の森に移転後23年が過ぎましたが、この間、相当額の図書購入費を投入してまいりました。

現在は、県立図書館として所蔵すべき基本的な図書は、ほぼ整備できたのではないかと考えているところです。

昨今の県財政を取巻く厳しい状況下において、当初予算における図書購入費は、平成15年度から減少傾向になっているものの、平成21年度から平成24年度までは、他の予算額が

減額となる中、3,230万5,000円を維持してまいりました。

さらに、平成25年度当初予算におきましては、300万円を増額し、3,530万5,000円を計上しております。

増額した300万円につきましては、「未来を切り拓く人材の育成」をテーマに、豊かな感性の醸成や郷土への誇りと国際的な視野のかん養に役立つ図書、キャリアの習得やスキルアップにつながる図書を整備し、夏休みには特設コーナーを設置するとともに、県立学校等への利用案内を行いました。

引き続き、次世代の若者の育成に資する図書の充実に努めてまいります。

県教育委員会といたしましては、今後とも図書購入の予算確保に努めるとともに、運営に更なる工夫を凝らし、県立図書館の役割を十分果たしてまいりたいと考えております。

中山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第19号「県西部の県立高等学校への看護師課程の設置について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県西部におきましては、生徒数が急激に減少しており、今後もその傾向が続くことが予測されているほか、実習受け入れ可能となる病院が少ない上に、広く分散している状況にあります。

このようなことから、一定の進学希望者の確保、母性看護学をはじめとする臨地実習施設や医師など多数の外部講師の確保、専門職員の配置や施設整備に必要な財源の確保など、設置に向けては非常に厳しいものがあり、このため、高校再編を進める県西部の二つの地域協議会におきまして、看護師養成課程の設置は難しいとの旨の報告をそれぞれいただいているところであります。

また、新たに県内の2大学でも看護師養成教育が行われており、看護師の供給が増加しておりますとともに、保健福祉部におきましても修学資金貸付事業の実施など、県内定着率の向上に向けた取組が進められていることから、今後、このような状況を慎重に見極め

る必要があると考えております。

中山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第32号「高校再編における校地の選定について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

阿南市地域における高校再編につきましては、平成24年2月、新しい学校の設置場所、設置学科、再編統合時期などを含む高校再編計画骨子案を策定いたしました。その後、実施しました地域説明会と意見募集において、様々な御意見をいただいておりますので、引き続き、県教育委員会といたしましては、新高校が地域の子供たちの期待に応えられる学校となるよう、教育を受ける子供たちの視点に立って、高校再編計画（案）の策定に向け、慎重に検討してまいりたいと考えております。

中山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「不採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第47号「阿南工業高校の校舎新築について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

阿南工業高等学校を始めとした県立高等学校は、その多くが災害時の避難場所に指定されており、地震発生時の生徒の安全確保はもちろんのこと、地域住民の避難所としての役割を果たすことから、学校施設の耐震化を計画的に推進しております。

このため、従来の改築事業や耐震改修事業に加え、耐震補強と同時に内外装のリニューアル等も行う大規模耐震改修事業も実施しているところです。

阿南工業高等学校の現在の施設面を見ますと、古い校舎が多く、一部の建物を除き、耐震化が出来ていないことは認識しております。

同校におきましては、今年8月に格技場の耐震改修工事が完成し、敷地北側の校舎につきましても耐震改修設計を進めているところであります。

残る校舎におきましては、同校の将来像を見据え、また、耐震診断の結果に加え、建物の老朽化の程度や様々な手法による費用対効果を踏まえて、耐震化を検討していくことが重要と考えております。

中山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

松崎委員

9月議会で請願が提出されましたが、阿南工業高校については、建築後、半世紀を超え、大変老朽化している。また、耐震化を急がなければならない校舎であることについては、委員の皆さんも御理解頂いていると思うのですが、新たに11月25日に県の想定が出されました。これによりますと、阿南市で4万5,000人の避難者が見込まれているということでございまして、ちょうど阿南工業高校の場所は浸水の区域外になっているということでございまして、一つは災害拠点病院で、これについては昨日御議論もありましたけれども、阿南医師会病院から700m程度と、大変近いの近い場所にあつて、医療搬送に関わる輸送ヘリポートの発着場になるということ、それからもう一つは、そういった震災の際の活動拠点候補地ということで、警察、消防、自衛隊が主要部隊となっています。また、二次避難の施設としては、既に355の方が寝泊まりできる収容を見込んで体育館を活用させていただくということ等もございまして、正に地域の災害の支援や避難の拠点になっていくところでございます。さらに、新聞等でも御案内のとおり、避難場所として活用できやすいように、阿南工業高校生が釜付きのベンチを作成したり、夜間用のLEDの避難誘導灯を設置したり、家具転倒防止金具等も実習の中で作って、周囲の皆さんにも配付されていまして、地域における災害の大変重要な拠点場所にもなってくることが見込まれているところでございます。是非、そういった点も考慮していただき、採択の方向で御理解を頂くよう、重ねてお願い申し上げます。

中山委員長

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第48号の2「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

①小学校1・2・3・4・5年生，中学校1年生に続き，小学校6年生，中学校2年生でも早急に35人学級を実現することにつきましては，学力向上やいじめ，不登校問題への対応，さらには特別な支援を要する子供への対応など，学校の抱える課題が複雑，多様化する中，子供たちがこれまで以上に生き生きとした学校生活を送り，確かな学力を身に付けるためには，教員が子供と向き合う時間を確保し，一人一人に対するきめ細やかな指導を推進していくことが重要であると考えております。

これまで，本県では，国に先駆けて35人を上限とする少人数学級編制を段階的に導入してまいったところであります。

まず，学校生活に不慣れであり，以後の学校生活に対する影響が非常に大きい小学校1，2年生については，平成16年度の入学生から導入を開始いたしました。

平成20年度には，複数の小学校からの入学や教科担任制への移行などにより，学習，生活環境が大きく変化する中学校1年生を対象を拡大しております。

その後，平成23年度に小学校3年生，平成24年度には小学校4年生を対象に加えることにより，着実にきめ細やかな指導を推進してまいりました。

さらに，本年度からは心身の発達の個人差や集団活動に変化が見られ，自己肯定感の育成や他者への思いやりのかん養などが課題とされる小学校5年生にまでその対象を拡大いたしました。

県教育委員会といたしましては，35人学級の対象学年の検討も含め，今後とも本県児童，生徒の実態に応じた「ひとりひとりにゆきとどいた教育」の更なる充実に努めてまいりたいと考えております。

②就学援助の拡充や高校生に対する給付制の奨学金制度を創設することにつきましては，就学援助制度は，経済的理由によって就学が困難な小中学校の児童，生徒の保護者に対して，国の補助を受けて市町村が主体となり，学用品費や修学旅行費などの援助を行うものであります。

平成22年度から要保護児童生徒に対する就学援助について，新たにクラブ活動費や生徒会費などが国庫補助の対象に付け加えられております。

このことにつきましては，市町村教育委員会に対し，国からの通知を連絡しているところ

ろでございますが、今後とも市町村が就学援助に関して適切な対応ができますよう国からの情報をしっかりと伝えてまいります。

また、高校生に対する給付制の奨学金制度の創設につきましては、現在、国において、低所得者層を対象にした返済の必要がない「奨学のための給付金制度（仮称）」を創設し、授業料以外の教育費として大きな負担となっている教科書費，教材費，学用品費等の経費の負担を軽減することが検討されております。

今後とも国の動向を注視しながら情報収集に努めてまいります。

③小・中学校の給食費無償化を国に働きかけることにつきましては、成長期にある児童生徒が食に関する正しい理解と適切な判断力を養い，正しい食事のあり方を体得するとともに，食事を通して好ましい人間関係を育成するために，学校給食の充実と普及を図ることは大変重要であると考えております。

また，国においても学校給食は各学校における教育目標を実現するための重要な役割を果たすものであり，学校における食育の推進に高い教育的効果が期待できる生きた教材として積極的な活用を進めているところです。

学校給食法では，調理のための施設設備に要する経費や調理員の人件費等については，学校給食の実施者である市町村が負担し，食材費など，それ以外の学校給食に要する経費については，保護者が負担することとなっております。

また，経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対して，国及び市町村が学校給食費を援助する制度が定められています。

県教育委員会といたしましては，今後とも安全で安心な学校給食が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

④定時制課程の募集目標数（定員）を増やすことにつきましては，定時制課程は，働きながら学ぶ生徒に加え，中途退学や不登校により新たな学習の場を求めている生徒や生活スタイルに合わせて自主的に学びたい生徒など，多様な生徒の教育を行う役割を担っており，県下に6校設置されているところであります。

募集目標数につきましては，これまでの受検者数や入学実績などを考慮し，設定しているところであり，定時制課程の受検状況を見ますと，近年，一般選抜におきましては，募集目標数に対し受検者数が下回っている状況であります。

県教育委員会といたしましては，過去の入学実績や生徒数の増減などを踏まえながら，適切な募集目標の設定に努めているところであります。

中山委員長

理事者の説明は，ただいまのとおりであります。

本請願項目は4項目ございますので，それぞれの項目ごとに採決いたしたいと存じますが，これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

まず，請願第48号の2のうち，①小学校1・2・3・4・5年生，中学校1年生に続き，

小学校6年生，中学校2年生でも早急に35人学級を実現することについては，いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

中山委員長

それでは，意見が分かれましたので，起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は，御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に，請願第48号の2のうち，②就学援助の拡充や高校生に対する給付制の奨学金制度を創設することについては，いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは，意見が分かれましたので，起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は，御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に，請願第48号の2のうち，③小・中学校の給食費無償化を国に働きかけることについては，いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

（「不採択」と言う者あり）

それでは，意見が分かれましたので，起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は，御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって，本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に，請願第48号の2のうち，④定時制課程の募集目標数（定員）を増やすことについては，いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは，意見が分かれましたので，起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第54号「国の教育政策における財政的支援について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

①人材確保法の趣旨を尊重し、優れた教職員を確保するために、教育専門職としてふさわしい給与・待遇改善を図ることにつきましては、いわゆる人材確保法は、教育職員の給与を一般の公務員より優遇することにより、優れた人材を確保し、もって義務教育水準の維持向上を図ることを目的に制定されたものでございます。

教育職員の給与等につきましては、平成19年3月の中央教育審議会答申「今後の教員給与の在り方について」の中で、今後も教員に優秀な人材を確保するという人材確保法の精神は維持しつつ、メリハリを付けた教員給与体系を構築することが示されたものであります。

この答申を受け、国では平成20年度から教員の給与等の見直しに着手し、本県におきましても、平成20年4月から全国の先頭を切って新たな職である副校長、主幹教諭、指導教諭を設置するとともに、平成20年10月からは、部活動手当を含む特殊業務手当の手当額の増額を行う一方、平成21年1月から平成23年4月にかけて、義務教育等教員特別手当及び給料の調整額の縮減を段階的に実施したところであります。

②義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、国が必要な財政的支援を行い、地域間の格差を生じさせないことにつきましては、国からの財政的支援といたしましては、教科書の無償給与、図書費・教材費の地方交付税措置などの形で支援を受けておりますが、小学校、中学校並びに特別支援学校の義務制に係る教職員の給与等に対し、国が一定の割合を負担する義務教育費国庫負担制度につきましては、平成18年度から国の負担比率が2分の1から3分の1へと引き下げられております。

③今日的な教育課題に対応するため、公立義務教育諸学校の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ることにつきましては、教員が子供と向き合う時間の確保による質の高い教育の実現のため、国において平成23年度に、いわゆる標準法の改正を行い、小学校1年生の学級編制基準が35人に引き下げられたところであります。

なお、本年度、国におきまして、世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上を目指し、全国学力・学習状況調査等による効果検証を踏まえ、施策目標を明確にした上で、今後7年間で計画的に実現していくためのあるべき姿として、「教師力・学校力向上7か年戦略」が明示されております。

この中で、今後の児童生徒数の減少を活用し、効率的に教育環境を整備することとし、少人数教育の推進など教職員定数の改善のほか、教員の資質向上、メリハリある教員給与

の実現等に向け、平成26年度予算要求が行われているところでもあります。

中山委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりでございます。

本件はいかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

それでは、本件については採択とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は採択とすべきものと決定いたしました。

委員各位にお諮りいたします。

ただいま採択とすべきものと決定いたしました請願第54号「国の教育政策における財政的支援について」は、国に対し意見書を提出願いたいとのことであります。

この際、徳島県議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、文教厚生委員長名で意見書案を議長あて提出いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次にお諮りいたします。

意見書の文案はいかがいたしましょうか。

（「正・副委員長一任」と言う者あり）

それでは、文案は正・副委員長に御一任願います。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第18号、請願第19号、請願第32号、請願第47号、請願第48号の2①②③④

採択とすべきもの（簡易裁決）

請願第54号

これをもって、教育委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）
御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（15時02分）